

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり			カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援			サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他			<反映区分> A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)		
---	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
1	カ	P53競馬場・場外馬券売場のATMの撤去等の「等」は必要ないのではないか。	A	ご意見のとおり修正しました。(計画P53)
2	カ	P55競走場・場外券売場のATMの撤去等の「等」は必要ないのではないか。	A	ご意見のとおり修正しました。(計画P55)
3	ア	P1の上から2行目、「ギャンブル等については、多くの方が健全に楽しんでいる一方で、それにのめり込むことにより依存症になる」とあるが、この「多くの方が健全に楽しんでいる一方、」は不要。	A	ご意見のとおり修正しました。(計画P1)
4	ア	P4上から4行目、「特定の行動に、過度にのめり込む」は同義語重複で「過度に」は不要、不適切。のめり込みのみで十分なところを、過度にと強調し、適度なギャンブルは許容範囲と思わせようとしている。	A	ご意見のとおり修正しました。(計画P4)
5	ア	P7上から2行目、「その家族等の生活にも支障を生じさせ、以下のような問題に」は「その家族等の生活にも支障を生じさせ、のめり込んだ結果として以下のような問題に」とすべきではないか。ギャンブル依存症の深刻さ、悲劇を薄める努力が為されている。	A	ご意見のとおり修正しました。(計画P7)
6	ア	ギャンブル依存症が嵩じ、二次障害として、うつ病、不安障害を引き起こすことが書かれていない。この二次障害が自殺の頻度を高める。	A	ご意見のとおり修正しました。(計画P7)
7	エ	他にも事業者への配慮要請とあるが、実現可能性はいかかなものか。事業者が事業者として努力されていることは伺えるが、一次予防として、たとえば地方テレビでの広告(パチンコ等)、地方競馬の放送など同様の規模で県がギャンブル依存症の危険性についての広告を行うことも必要。二次予防、三次予防も重要だが、一次予防にこそ予算を配分して頂きたい。	C	参考とさせていただきます。
8	エ	依存症の簡易診断アプリなど本人があまり抵抗なく自己診断できたり、オンライン相談やオンライン診療など受診のハードルを下げられるとよい。	B	第4章施策展開「1 発症の防止」<依存症に関する普及啓発>の取組みの一つとして、県ホームページにギャンブル等依存症についてのセルフチェックシートを掲載することにより、自らの依存状態へ気づきの機会を提供し、早期発見・早期治療につなげるきっかけづくりの取組を進めます。
9	イ	P9に、「現在、県内にはカジノ施設はありませんが、・・・IRの誘致の動向を注視しながら、ギャンブル等依存症対策に取り組む必要があります。」とあり、依存症対策はカジノ誘致と大きく関わることが推察される。カジノ誘致によるギャンブル依存症対策は、具体的にどのようなものとなるのか示してほしい。	E	本計画では、発症の防止、進行の防止、回復及び再発防止に向けた支援、基盤整備の4つの柱に基づき取組を進めることとしており、これはIRの誘致に関わらず、進めるべきものと認識しています。なお、計画はPDCAサイクルを活用し、進行管理を行い、IR誘致動向等計画を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて取組の見直しを行う等、着実に進めていきます。
10	ソ	そもそも、カジノの影響でギャンブル依存症がさらに増えることが懸念されるのであれば、カジノ誘致は神奈川県「未病」の取組みにも逆行するものであり、神奈川県として誘致を後押しすることは理解できない。	E	広域自治体である県としては、基礎自治体である市の判断を尊重し、協力していく方針です。県の役割としてギャンブル等依存症対策をしっかりと取り組んでいきます。
11	イ	2019年度に県と横浜市が「娯楽と生活習慣に関する調査」を実施しているが、この調査方法では、広くどのくらいの人がどんなギャンブルをしているか、どのくらいの頻度でしているかを捉えることはできるが、実態に即した対策計画を推進するためには、病的ギャンブラーと言われるギャンブル依存症の人の実態把握の調査をすべきではないかと考える。医療機関、相談機関、当事者団体を対象とした調査を実施するなど、まずは現状認識が必要。	C	参考とさせていただきます。
12	ス		C	
13	イ	今回は、郵送(県)と対面(横浜市)による調査だが、そもそも質問項目が非常に多くわかりにくいこと、さらに郵送や対面の回答方法では回答者の世代が比較的高齢となるのではないかと、また、「否認の病」と言われる依存症の人が率直に回答をするのか?など課題もあり改善すべき点が多いと思う。	C	参考とさせていただきます。
14	ス		C	

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり			カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援			サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他			<反映区分> A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)		
---	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
15	ウ	地域の包括的な連携協力体制(P34)が示されているが、実際、このような社会資源があるのか。イメージだけでなく現状も示してほしい。	C	現状としては、P92の「現状」に記載のように様々な機関同士が連携し、切れ目ない支援を行えるよう、会議体を設置しています。今後、さらに、ギャンブル等依存症の発症防止から相談・回復支援までの構築を進めるためのネットワーク化に向けて検討していきます。
16	エ	精神保健福祉センターや保健所における地域での学習会、ホームページ等を活用した啓発のほか、当事者、家族への相談支援や、相談対応等の技術的な助言、支援者向けの研修会、自助グループの育成などの依存症対策が有効。	B	第4章施策展開における「1発症の防止」や「2進行の防止」「3回復及び再発防止に向けた支援」の取組にあるとおり、普及啓発や相談支援体制、自助グループ・回復支援施設等の活動支援の充実・強化を図っていきます。
17	キ		B	
18	コ		B	
19	セ	P96の計画の目標値等には、相談機関にどれくらいアクセスがあり、どれだけの方が支援につながったのかも明らかにするなど、対策の実効性を示す方法や、その点検評価の公表も検討してほしい。	C	相談機関への相談件数、相談内容等の結果を分析し、今後の取組の充実を図るとともに、効果的な評価の指標についても検討していきます。
20	ウ	全体目標には、「県民誰もがギャンブル等依存症に関する正しい知識やギャンブル等との適切な付き合い方を理解し、自ら発症防止に取り組むことができる。」(P35)とあるが、「適切な付き合い方」というもので依存症を防げるものではなく、適切な付き合い方ができないから依存症になってしまう。この表現はふさわしくない。削除すべき。P59の課題にも、「ギャンブル等依存症に関する正しい知識やギャンブル等との適切な付き合い方」にも記述があり、同様に考える。	A	ご意見のとおり修正しました。(計画P35、P43、P44、P46、P59)
21	エ	「令和4年度から実施される学習指導要領に向け、教員に対し、ギャンブル等依存症を含む研修を実施します。また、県内の公立小・中学校においても、市町村教育委員会と連携し、ギャンブル等依存症を含む研修を実施します。」(P44)とあるが、何よりも未成年者のギャンブル等依存症の発症予防のためには、教育の実施を着実に進めることを求める。	B	県内の公立小・中学校においても、市町村教育委員会と連携し、研修を実施するなど、学校教育におけるギャンブル等依存症防止を進めます。
22	カ	公営競技やパチンコ等遊技でも年齢制限があることから、事業者に対して若者の参加・入店の際の年齢確認の義務付けの検討も必要。	C	参考とさせていただきます。
23	ウ	ギャンブル等依存症の回復支援や再発防止が重要なのはもちろんだが、P76「ギャンブル等依存症の本人が回復し、社会復帰するためには、家族や職場等周囲の理解と支援が必要だが、ギャンブル等依存症に関する正しい理解が十分に進んでいない状況です。」のなかで、回復をどうとらえるのか気になる。それぞれの回復があるということも理解できるように適切に表現すべき。順調に回復できなかった人へのバッシングや差別をなくすことにもつながる。	A	ご意見を踏まえ、回復について注釈を追加します。(計画P1)
24	キ		A	
25	ケ		A	
26	キ	(P66)ギャンブル等依存症の相談員の人材育成にどの程度の予算をかけ、具体的なプログラムを実施するのが大変重要だと思うが、計画素案では、「情報提供」と言う対策が大部分を占めているように思うが。	C	参考とさせていただきます。
27	シ		C	

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<p>&lt;内容区分&gt;</p> <p>ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり</p> <p>カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援</p>	<p>&lt;反映区分&gt;</p> <p>A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)</p>
---	---

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
28	ソ	神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会の第1回を傍聴し、様々なメンバー、多様な意見が出る有意義な会になると期待している。コロナ禍で実際に会を開くことは難しかったかもしれないが、ギャンブル等依存症の苦悩を知る当事者や専門家がどのような意見を言い、どんな議論の上に、この素案ができたのか、第2回、第3回の議事録を公表してからパブコメを実施してほしい。	E	参考とさせていただきます。
29	ソ	「p4ギャンブル等依存症等の「行動嗜癖」は、ストレスなど心理的な要因や、その行為を行いやすい等環境的な要因、家庭環境等の要因が関わると言われており、誰でもなる可能性があり、開始年齢が低いほど、陥りやすい傾向があります。」 「p18ギャンブル等依存症は多重債務、貧困、家庭内暴力、犯罪、自殺等の問題と密接に関係するものであり、ギャンブル等依存症である者やその家族の日常生活や社会生活に影響を及ぼす可能性があります。ギャンブル等依存症に関連して生じるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図り、その対策を推進することが必要となります。」 このことが明らかであるので、横浜市が誘致しようとしているカジノ・IRについて県からも安易に誘致に走らないよう助言してほしい。カジノ・IRの問題は、横浜市だけの問題でなく、県民に大きな影響を及ぼすことは明らか。カジノがない今でも対策が十分ではなく、多重債務、貧困、家庭内暴力、犯罪、自殺等の問題と密接に関係し命に関わる問題。子どもたちをはじめ多くの人を巻き込むギャンブル等依存症の問題は、要因になる施設が近ければ近いほど、影響が大きい。カジノ・IRを作らないことが何よりの対策。	E	広域自治体である県としては、基礎自治体である市の判断を尊重し、協力していく方針です。県の役割としてギャンブル等依存症対策をしっかりと取り組んでいきます。
30	イ	「娯楽と生活習慣に関する調査」だけにとどまらず、県内の中学生、高校生にギャンブルをやったことがあるかないか、実態調査を行うなど、現状に即した調査を行なってほしい。	C	参考とさせていただきます。
31	ス		C	
32	ソ	政府機関カジノ委員会において、来年度予算41.5億円もの費用の中に、ギャンブル依存症対策費が全く含まれていない。神奈川県に誘致する立場として、国のギャンブル依存症に対する具体的な予防策ならびに対応施策を確認し、住み暮らす県民へ早急に示してほしい。	E	厚生労働省の依存症対策に係るホームページをご参照ください。
33	カ	公営競技(競馬・競輪・オートレース含む)の運営団体に対し、本人または家族から、ネット投票による賭け金の上限制限や利用停止を求められた際、本人確認を徹底し、使用口座を変更しても制限が継続されるよう、強く求めてほしい。	C	参考とさせていただきます。
34	キ	ギャンブル依存症について、本人または家族から行政窓口へ相談があった際、市町村の窓口と連携し、相談者の生活の立て直しにおいて、速やかかつ確実な救済措置が受けられるよう、県の体制を整えてほしい。	C	参考とさせていただきます。
35	コ	ギャンブル依存症者を対象とする支援団体に対し、依存症者への支援や予防活動をする為の十分な助成金を、年ごとに予算立てをし助成してほしい。	C	ギャンブル依存症者を対象とする支援団体に対する支援については、「依存症に係る社会資源実態調査」の結果や有識者のご意見を踏まえ、検討していきます。
36	イ	P9に、「現在、県内にはカジノ施設はありませんが、・・・IRの誘致の動向を注視しながら、ギャンブル等依存症対策に取り組む必要があります。」とあり、依存症対策はカジノ誘致と大きく関わるといことが推察される。カジノ誘致によるギャンブル依存症対策は、具体的にどのようなものとなるのか示してほしい。	E	本計画では、発症の防止、進行の防止、回復及び再発防止に向けた支援、基盤整備の4つの柱に基づき取組を進めることとしており、これはIRの誘致に関わらず、進めるべきものと認識しています。なお、計画はPDCAサイクルを活用し、進行管理を行い、IR誘致動向等計画を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて取組の見直しを行う等、着実に進めていきます。
37	ソ	そもそも、カジノの影響でギャンブル依存症がさらに増えることが懸念されるのであれば、カジノ誘致は神奈川県の「未病」の取組みにも逆行するものであり、神奈川県として誘致を後押しすることは理解できない。	E	広域自治体である県としては、基礎自治体である市の判断を尊重し、協力していく方針です。県の役割としてギャンブル等依存症対策をしっかりと取り組んでいきます。

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり			カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援			サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他			<反映区分> A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)		
---	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
38	イ	2019年度に県と横浜市が「娯楽と生活習慣に関する調査」を実施しているが、この調査方法では、広くどのくらいの方がどんなギャンブルをしているか、どのくらいの頻度でしているかを捉えることはできるが、実態に即した対策計画を推進するためには、病的ギャンブラーと言われるギャンブル依存症の人の実態把握の調査をすべき。医療機関、相談機関、当事者団体を対象とした調査を実施するなど、まずは現状認識が必要。	C	参考とさせていただきます。
39	ス		C	
40	イ	今回は、郵送（県）と対面（横浜市）による調査だが、そもそも質問項目が非常に多くわかりにくいこと、さらに郵送や対面の回答方法では回答者の世代が比較的高齢となるのではないかと、また、「否認の病」と言われる依存症の人が率直に回答をするのか？など課題もあり改善すべき点が多いと思う。	C	参考とさせていただきます。
41	ス		C	
42	ウ	地域の包括的な連携協力体制(P34)が示されているが、実際、このような社会資源があるのか。イメージだけでなく現状を示してほしい。	C	現状としては、P92の「現状」に記載のように様々な機関同士が連携し、切れ目ない支援を行えるよう、会議体を設置しています。今後、さらに、ギャンブル等依存症の発症防止から相談・回復支援までの構築を進めるためのネットワーク化に向けて検討していきます。
43	エ	精神保健福祉センターや保健所における地域での学習会、ホームページ等を活用した啓発のほか、当事者、家族への相談支援や、相談対応等の技術的な助言、支援者向けの研修会、自助グループの育成などの依存症対策が有効。	B	第4章施策展開における「1発症の防止」や「2進行の防止」「3回復及び再発防止に向けた支援」の取組にあるとおり、普及啓発や相談支援体制、自助グループ・回復支援施設等の活動支援の充実・強化を図っていきます。
44	キ		B	
45	コ		B	
46	セ	P96の計画の目標値等には、相談機関にどれくらいアクセスがあり、どれだけの方が支援につながったのかも明らかにするなど、対策の実効性を示す方法や、その点検評価の公表も検討してほしい。	C	相談機関への相談件数、相談内容等の結果を分析し、今後の取組の充実を図るとともに、効果的な評価の指標についても検討していきます。
47	ウ	全体目標には、「県民誰もがギャンブル等依存症に関する正しい知識やギャンブル等との適切な付き合い方を理解し、自ら発症防止に取り組むことができる。」(P35)とあるが、「適切な付き合い方」というもので依存症を防げるものではなく、適切な付き合い方ができないから依存症になってしまう。この表現はふさわしくない。削除すべき。P59の課題にも、「ギャンブル等依存症に関する正しい知識やギャンブル等との適切な付き合い方」にも記述があり、同様に考える。	A	ご意見のとおり修正しました。(計画P35、P43、P44、P46、P59)
48	エ	「令和4年度から実施される学習指導要領に向け、教員に対し、ギャンブル等依存症を含む研修を実施します。また、県内の公立小・中学校においても、市町村教育委員会と連携し、ギャンブル等依存症を含む研修を実施します。」(P44)とあるが、何よりも未成年者のギャンブル等依存症の発症予防のためには、教育の実施を着実に進めることを求める。	B	県内の公立小・中学校においても、市町村教育委員会と連携し、研修を実施するなど、学校教育におけるギャンブル等依存症防止を進めます。
49	カ	公営競技やパチンコ等遊技でも年齢制限があることから、事業者に対して若者の参加・入店の際の年齢確認の義務付けの検討も必要。	C	参考とさせていただきます。
50	ウ	ギャンブル等依存症の回復支援や再発防止が重要なものもちろんだが、P76「ギャンブル等依存症の本人が回復し、社会復帰するためには、家族や職場等周囲の理解と支援が必要だが、ギャンブル等依存症に関する正しい理解が十分に進んでいない状況です。」のなかで、回復をどうとらえるのか気になる。それぞれの回復があるということも理解できるように適切に表現すべき。順調に回復できなかった人へのバッシングや差別をなくすことにもつながる。	A	ご意見を踏まえ、回復について注釈を追加します。(計画P1)
51	キ		A	
52	ケ		A	

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<p>&lt;内容区分&gt;</p> <p>ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり</p> <p>カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援</p> <p>サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他</p>	<p>&lt;反映区分&gt;</p> <p>A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)</p>
--	---

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
53	キ	(P66)ギャンブル等依存症の相談員の人材育成にどの程度の予算をかけ、具体的なプログラムを実施するのが大変重要だと思うが、計画素案では、「情報提供」と言う対策が大部分を占めているように思うがどうか。	C	参考とさせていただきます。
54	シ		C	
55	エ	ギャンブル等依存症は、自分とは関係がないと思っていたが、誰でもなる可能性があること知り、驚きとともに怖さを感じた。大抵の人はギャンブル等依存症について、よく知らないと思うので、もっと誰でも分かるようにした方がよい。	B	第4章施策展開「1 発症防止」に記載のとおり、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識について、広く県民に理解していただけるような様々な広報媒体を活用し、普及啓発に取り組めます。
56	ソ	ギャンブル依存症に苦しむ人が多くいる中で、計画の策定は大きな意義がある。それだけに、有効性ある計画として策定されることを望む。神奈川県内には、既に多くのギャンブル施設が存在している。その上に横浜市が、カジノの誘致をする動きが加速しており、多くの市民の生活に影響を及ぼす可能性が高まっている。ギャンブル施設があることで、依存症が増加するという研究結果も示されており、依存症対策の観点からは、カジノの誘致は大きな脅威。ひとたびカジノが誘致されれば、県内の多くの自治体はその影響を被ることは明白。9ページには「県としてもIRの誘致の動向を注視」と傍観するかのような姿勢が記されているが、神奈川県が推進する「未病」の観点からもカジノ誘致は逆行する事業であり、神奈川県として、横浜市のカジノ誘致に、はっきりと反対すべき。	E	広域自治体である県としては、基礎自治体である市の判断を尊重し、協力していく方針です。県の役割としてギャンブル等依存症対策をしっかりと取り組んでいきます。
57	イ	対策の元となる調査「娯楽と生活習慣に関する調査」は、神奈川県、横浜市で行われているが、調査手法に違いがある。また、複雑な調査項目は、「否認の病」と言われるギャンブル依存症の実態を把握できているのか疑問。調査結果からは、回答者の年齢に偏りがあり、実際にギャンブル依存症が深刻化する比較的若い世代の実情は捉え切れていないのではないかと思います。より適切かつ慎重な調査等、さらなる実態把握が必要である。	C	参考とさせていただきます。
58	ス		C	
59	カ	事業者への配慮要請として挙げられた「関係事業者の取組」を拝見すると、「本人・家族申告によるアクセス制限の強化」「相談支援」に実績がほとんどないことがわかった。対策を事業者目線で行うことの限界も容易に想像できることから、実効性のある対策を行政の一定の強制力のもとで行う必要があるが、そうした取組は示されていない。より踏み込んだ対策強化をお願いしたい。	C	参考とさせていただきます。
60	ウ	全体目標には、「県民誰もがギャンブル等依存症に関する正しい知識やギャンブル等との適切な付き合い方を理解し、自ら発症防止に取り組むことができる。」とあるが、適切な付き合い方とは、どのような状態を指しているのか曖昧で、危険。依存症になる誰もが最初は、適切に付き合っている。と認識してははず。その境界はあるのか。削除すべき。	A	ご意見のとおり修正しました。(計画P35、P43、P44、P46、P59)
61	セ	計画の目標値には、講座や会議の開催数などが多く挙げられているが、依存症の減少に向けて、数字で示すのが本来の目標ではないのか。	C	ギャンブル等依存症の現状では、ギャンブル等による問題が生じていても、それがギャンブル等依存症により生じていることに本人や家族が気づきにくく、相談や治療につながりにくい状況があることから、現段階では依存症患者の減少等の数値目標を定めるべきでないとし、理念目標としました。そこで、まずは、講演会や研修等を行い、正しい知識の普及啓発や相談支援体制の強化を図り、今後も目標値についても検討していきます。
62	ソ	計画には予算がつかもの。依存症対策に対し、どこまでコストを割いて取り組む覚悟があるのか、策定にあたっては、具体的に予算案を示してほしい。	E	依存症対策に係る予算案については、県ホームページに掲載しております。
63	イ	P9に、「現在、県内にはカジノ施設はありませんが、・・・IRの誘致の動向を注視しながら、ギャンブル等依存症対策に取り組む必要があります。」とあり、依存症対策はカジノ誘致と大きく関わるといことが推察される。カジノ誘致によるギャンブル依存症対策は、具体的にどのようなものとなるのか示してほしい。	E	本計画では、発症の防止、進行の防止、回復及び再発防止に向けた支援、基盤整備の4つの柱に基づき取組を進めることとしており、これはIRの誘致に関わらず、進めるべきものと認識しています。なお、計画はPDCAサイクルを活用し、進行管理を行い、IR誘致動向等計画を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて取組の見直しを行う等、着実に進めていきます。

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分>			<反映区分>		
ア 計画策定の趣旨等	カ ギャンブル等の不適切な誘引防止	サ 包括的な連携協力体制の整備	A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む)		
イ ギャンブル等の状況	キ 相談支援体制の充実・強化	シ 人材の確保	B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの		
ウ 取組の基本理念、基本方針等	ク 治療支援体制の充実	ス 調査研究の推進等	C 今後の取組みの参考とするもの		
エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発	ケ 社会復帰支援	セ 推進体制及び進行管理	D 反映できないもの		
オ こころの健康づくり	コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援	ソ その他	E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)		

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
64	ソ	そもそも、カジノの影響でギャンブル依存症がさらに増えることが懸念されるのであれば、カジノ誘致は神奈川県「未病」の取組みにも逆行するものであり、神奈川県として誘致を後押しすることは理解できない。	E	広域自治体である県としては、基礎自治体である市の判断を尊重し、協力していく方針です。県の役割としてギャンブル等依存症対策をしっかりと取り組んでいきます。
65	イ	2019年度に県と横浜市が「娯楽と生活習慣に関する調査」を実施しているが、この調査方法では、広くどのくらいの人があるか、どのくらいの頻度でしているかを捉えることはできるが、実態に即した対策計画を推進するためには、病的ギャンブラーと言われるギャンブル依存症の人の実態把握の調査をすべきではないかと考える。医療機関、相談機関、当事者団体を対象とした調査を実施するなど、まずは現状認識が必要である。	C	参考とさせていただきます。
66	ス		C	
67	イ	今回は、郵送（県）と対面（横浜市）による調査だが、そもそも質問項目が非常に多くわかりにくいこと、さらに郵送や対面の回答方法では回答者の世代が比較的高齢となるのではないかと、また、「否認の病」と言われる依存症の人が率直に回答をするのか？など課題もあり改善すべき点が多い。	C	参考とさせていただきます。
68	ス		C	
69	ウ	地域の包括的な連携協力体制(P34)が示されているが、実際、このような社会資源があるか。イメージだけでなく現状も示してほしい。	C	現状としては、P92の「現状」に記載のように様々な機関同士が連携し、切れ目ない支援を行えるよう、会議体を設置しています。今後、さらに、ギャンブル等依存症の発症防止から相談・回復支援までの構築を進めるためのネットワーク化に向けて検討していきます。
70	エ	精神保健福祉センターや保健所における地域での学習会、ホームページ等を活用した啓発のほか、当事者、家族への相談支援や、相談対応等の技術的な助言、支援者向けの研修会、自助グループの育成などの依存症対策が有効である。	B	第4章施策展開における「1発症の防止」や「2進行の防止」「3回復及び再発防止に向けた支援」の取組にあるとおり、普及啓発や相談支援体制、自助グループ・回復支援施設等の活動支援の充実・強化を図っていきます。
71	キ		B	
72	コ		B	
73	セ	P96の計画の目標値等には、相談機関にどれくらいアクセスがあり、どれだけの方が支援につながったのかも明らかにするなど、対策の実効性を示す方法や、その点検評価の公表も検討してほしい。	C	相談機関への相談件数、相談内容等の結果を分析し、今後の取組の充実を図るとともに、効果的な評価の指標についても検討していきます。
74	ウ	全体目標には、「県民誰もがギャンブル等依存症に関する正しい知識やギャンブル等との適切な付き合い方を理解し、自ら発症防止に取り組むことができる。」(P35)とあるが、「適切な付き合い方」というもので依存症を防げるものではなく、適切な付き合い方ができないから依存症になってしまう。この表現はふさわしくない。削除すべき。P59の課題にも、「ギャンブル等依存症に関する正しい知識やギャンブル等との適切な付き合い方」にも記述があり、同様に考える。	A	ご意見のとおり修正しました。(計画P35、P43、P44、P46、P59)
75	エ	「令和4年度から実施される学習指導要領に向け、教員に対し、ギャンブル等依存症を含む研修を実施します。また、県内の公立小・中学校においても、市町村教育委員会と連携し、ギャンブル等依存症を含む研修を実施します。」(P44)とあるが、何よりも未成年者のギャンブル等依存症の発症予防のためには、教育の実施を着実に進めることを求める。	B	県内の公立小・中学校においても、市町村教育委員会と連携し、研修を実施するなど、学校教育におけるギャンブル等依存症防止を進めます。
76	カ	公営競技やパチンコ等遊技でも年齢制限があることから、事業者に対して若者の参加・入店の際の年齢確認の義務付けの検討も必要。	C	参考とさせていただきます。
77	ウ	ギャンブル等依存症の回復支援や再発防止が重要なものもちろんだが、P76「ギャンブル等依存症の本人が回復し、社会復帰するためには、家族や職場等周囲の理解と支援が必要ですが、ギャンブル等依存症に関する正しい理解が十分に進んでいない状況です。」のなかで、回復をどうとらえるのか気になる。それぞれの回復があるということも理解できるように適切に表現すべきです。順調に回復できなかった人へのパッシングや差別をなくすことにもつながる。	A	ご意見を踏まえ、回復について注釈を追加します。(計画P1)
78	キ		A	
79	ケ		A	

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり			カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援			サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他			<反映区分> A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)		
---	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
80	キ	(P66)ギャンブル等依存症の相談員の人材育成にどの程度予算をかけ、具体的なプログラムを実施するのが大変重要だと思うが、計画素案では、「情報提供」という対策が大部分を占めているように思うが。	C	参考とさせていただきます。
81	シ		C	
82	イ	P16神奈川県や横浜市の「娯楽と生活習慣に関する調査」についてP14行動者率回答者の属性は、10代1.2%、20代7.6%、30代13.8%、40代23.5%、50代21.6%、60代21.4%、70代10.2%、80代0.6%と年代の高い層の回答率が高くなっている。一方で、パチンコに関する行動者率については、25歳から34歳で9.8%(2016年「社会生活基本調査最」)等、若い世代が高いとある。県が実施した調査で、過去1年以内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合推計は、18歳以上の人で0.8%で、横浜市の割合推計0.5%(成人)の1.6倍の数値になっている。これらのことから、神奈川県、横浜市による依存症の実態は把握は十分とは言えず、継続的に、かつ、精度を高めた調査を実施することが必要であり計画に盛り込むべき。	C	参考とさせていただきます。
83	ス		C	
84	ウ	P35計画の全体目標 「ギャンブル等との適切な付き合い方を理解し自ら発症防止に取り組む」とあるが、適切な付き合い方とはどのようなものか。ギャンブル依存症は、ギャンブルをやめたくても止められない、ギャンブルをしたいという衝動をコントロールすることが出来ず、ギャンブルを適度に楽しむことが出来ない病気である。そうしたギャンブル依存症対策を推進する計画であれば、あえて、「適切な付き合い方」という文言は用いる必要はなく削除してほしい。 P59発症の防止・課題 「利用者が適切なギャンブル等を行うように取り組むことが重要です」との記述は同様に不適切であり、削除してほしい。	A	ご意見のとおり修正しました。 (計画P35、P43、P44、P46、P59)
85	ウ	P34連携支援体制の構築と支援の質の向上 公的支援や民間支援組織の名称や所在地等も具体的に列記してほしい。これらの社会資源が不足しており、連携以前の課題があるのではないか。その点についても記述すべき。	C	本計画には、具体的な組織の名称や所在地等は列記しませんが、ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関数の拡充や均てん化が必要であるとともに、治療可能な医療機関等の周知を強化していきます。
86	カ	P53、54ギャンブル等の不適切な誘引防止 川崎競馬や平塚競輪で「本人・家族申告によるアクセス制限の強化」として本人申告、家族申告による入場制限の実施件数が掲載されているが、いずれも「0」となっている。関係者の取り組みとの記述もあるが、県計画の中柱「ギャンブル等への不適切な誘引防止」施策の位置づけとなっている取り組み。したがって、全く進捗していない取り組みを何ら検証なく報告するべきではない。入場規制の効果はあるが周知されていないのか、効果が認められないのか等を検証し、今後の対策について事業者とも協議の上で記述すべき。ちなみに、ネット投票はオンラインで購入することができ、本人や家族が上限制限や利用停止を求めても、使用口座を変えればまた好きなだけ購入出来てしまい、根本的な依存症対策にはならない。そもそも、県計画の「発症防止」のページにばちんこ業者等の関連団体が実施しているプログラムが並んでいることに違和感を持つ。これらは、資料編程度の扱いとすることを検討してほしい。	C	参考とさせていただきます。
87	キ	P66ギャンブル依存症の相談員の人材育成 家族等に対する支援の充実人材育成プログラムが公的機関の職員に対するもので占められている。その他の部分は「情報提供」という範疇の事業となっている。連携支援体制の構築のためにも相談支援や家族支援を行う民間機関の人材育成も大変重要。この点に言及し、民間支援団体への支援予算が確保されることが望まれる。再検討をお願いします。	C	ギャンブル依存症者を対象とする支援団体に対する支援については、「依存症に係る社会資源実態調査」の結果や有識者のご意見を踏まえ、検討していきます。
88	ケ	P76社会復帰支援 支援につながる情報提供、周囲の人などの正しい知識の普及と理解の促進自助グループや回復支援施設等の支援が非常に重要であり必要な支援につながる情報提供を行うとあるが、広報・普及啓発事業は最も着手しやすい反面、事業効果の検証が難しいという側面もある。支援につながる情報提供が行えたのか、正しい知識の普及と理解の促進が測られたのか等その効果を検証していくのが明確にされていない。例えば、取り組み目標として、ポータルサイトのアクセス数を3000件（令和5年度目標値）とした考え方はどのようなものか。	C	いただいたご意見のとおり、事業効果の検証は非常に難しいですが、今後の課題として検討していきます。

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり			カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援			サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他			<反映区分> A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)		
---	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
89	キ	支援の必要な人が支援を受けられない背景には、支援のためのリソースが不足しているという状況があるのではないかと。この点についても言及してほしい。	A	ご意見を踏まえ、<人材の確保に向けた検討>を取組として、計画に追加します。(計画P95)
90	コ	P66ギャンブル依存症の相談員の人材育成 家族等に対する支援の充実人材育成プログラムが公的機関の職員に対するもので占められている。その他の部分は「情報提供」という範疇の事業となっている。連携支援体制の構築のためにも相談支援や家族支援を行う民間機関の人材育成も大変重要。この点に言及し、民間支援団体への支援予算が確保されることが望まれる。再検討をお願いする。	C	ギャンブル依存症者を対象とする支援団体に対する支援については、「依存症に係る社会資源実態調査」の結果や有識者のご意見を踏まえ、検討していきます。
91	ケ	P76社会復帰支援 支援につなげる情報提供、周囲の人などの正しい知識の普及と理解の促進自助グループや回復支援施設等の支援が非常に重要であり必要な支援につなげる情報提供を行うとあるが、広報・普及啓発事業は最も着手しやすい反面、事業効果の検証が難しいという側面もある。支援につなげる情報提供が行えたのか、正しい知識の普及と理解の促進が測られたのか等その効果を検証していくのが明確にされていない。例えば、取り組み目標として、ポータルサイトのアクセス数を3000件（令和5年度目標値）とした考え方はどのようなものか。	C	いただいたご意見のとおり、事業効果の検証は非常に難しいですが、今後の課題として検討していきます。
92	キ	支援の必要な人が支援を受けられない背景には、支援のためのリソースが不足しているという状況があるのではないかと。この点についても言及してほしい。	A	ご意見を踏まえ、<人材の確保に向けた検討>を取組として、計画に追加します。(計画P95)
93	コ	P85自助グループ・回復支援施設等の活動支援 情報提供や活動の周知のみならず、運営支援についても言及してほしい。「人材不足」、「社会復帰支援、就労後支援」、「資金不足」、「施設老朽化等の施設の問題」、など様々な運営上の課題の解決のための具体的な施策の方向性を盛り込んでほしい。	A	ご意見を踏まえ、第4章施策展開の現状、課題を修正し、<依存症相談拠点機関を中心とした相談支援体制の強化>の取組みを修正しました。(P63、P68)
94	セ	P96計画の目標値など 計画で掲げた事業目的（ねらい）と数値目標の相関性がよくわからない。また、「PDCAサイクルを活用し、抽出された問題点や課題の解決を図りながら、新型コロナウイルス感染症の影響やIR誘致の動向等の状況を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行います。」ではあまりに漠然としている。目標値の達成状況以外にどのような指標を用いて政策効果を点検評価し、課題を抽出され対策していく考えなのか、わかりやすく記述してほしい。	C	ギャンブル等依存症の現状では、ギャンブル等による問題が生じていても、それがギャンブル等依存症により生じていることに本人や家族が気づきにくく、相談や治療につながりにくい状況があることから、現段階では依存症患者の減少等の数値目標を定めるべきでないとし、理念目標としました。そこで、まずは、講演会や研修等を行い、正しい知識の普及啓発や相談支援体制の強化を図り、今後も目標値についても検討していきます。
95	イ	P9 統合型リゾート施設(IR)の横浜市誘致の動き 「県としても、今後、新型コロナウイルス感染症の状況を含め、IRの誘致の動向を注視しながら、ギャンブル等依存症対策に取り組む必要があります。」とされている。IR誘致事業の進捗に合わせて、どの時点で、どのような検討が必要なのか、その程度の整理、確認事項は提示してほしい。	E	本計画では、発症の防止、進行の防止、回復及び再発防止に向けた支援、基盤整備の4つの柱に基づき取組を進めることとしており、これはIRの誘致に関わらず、進めるべきものと認識しています。なお、計画はPDCAサイクルを活用し、進行管理を行い、IR誘致動向等計画を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて取組の見直しを行う等、着実に進めていきます。
96	ソ	ギャンブル等依存症を含めて、依存症になった場合に、どうすればいいのかがよく分からない。依存症を専門にしている病院だと、なかなか行きづらいので、普段かかっている地元のクリニックで、まず診察してもらってから、症状によって専門の病院に紹介してもらおう方が依存症になった人は治療がしやすい。	E	ご意見ありがとうございました。
97	ソ	神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会の第1回を傍聴し、様々なメンバー、多様な意見が出る有意義な会になると期待している。コロナ禍で実際に会を開くことは難しかったかもしれないが、ギャンブル等依存症の苦悩を知る当事者や専門家がどのような意見を言い、どんな議論の上に、この素案ができたのか、第2回、第3回の議事録を公表してからパブコメを実施してほしい。	E	参考とさせていただきます。



■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

＜内容区分＞			＜反映区分＞		
ア 計画策定の趣旨等	カ ギャンブル等の不適切な誘引防止	サ 包括的な連携協力体制の整備	A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む)		
イ ギャンブル等の状況	キ 相談支援体制の充実・強化	シ 人材の確保	B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの		
ウ 取組の基本理念、基本方針等	ク 治療支援体制の充実	ス 調査研究の推進等	C 今後の取組みの参考とするもの		
エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発	ケ 社会復帰支援	セ 推進体制及び進行管理	D 反映できないもの		
オ こころの健康づくり	コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援	ソ その他	E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)		

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
98	ソ	「p4ギャンブル等依存症等の「行動嗜癖」は、ストレスなど心理的な要因や、その行為を行いやすい等環境的な要因、家庭環境等の要因が関わると言われており、誰でもなる可能性があり、開始年齢が低いほど、陥りやすい傾向があります。」 「p18ギャンブル等依存症は多重債務、貧困、家庭内暴力、犯罪、自殺等の問題と密接に関係するものであり、ギャンブル等依存症である者やその家族の日常生活や社会生活に影響を及ぼす可能性があります。ギャンブル等依存症に関連して生じるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図り、その対策を推進することが必要となります。」 このことが明らかであるので、横浜市が誘致しようとしているカジノ・IRについて県からも安易に誘致に走らないよう助言をしてほしい。カジノ・IRの問題は、横浜市だけの問題でなく、県民に大きな影響を及ぼすことは明らか。カジノがない今でも対策が十分ではなく、多重債務、貧困、家庭内暴力、犯罪、自殺等の問題と密接に関係し命に関わる問題。子どもたちをはじめ多くの人を巻き込むギャンブル等依存症の問題は、要因になる施設が近ければ近いほど、影響が大きい。カジノ・IRを作らないことが何よりの対策。	E	広域自治体である県としては、基礎自治体である市の判断を尊重し、協力していく方針です。県の役割としてギャンブル等依存症対策をしっかり取り組んでいきます。
99	イ	「娯楽と生活習慣に関する調査」だけにとどまらず、県内の中学生、高校生にギャンブルをやったことがあるかないか、実態調査を行うなど、現状に即した調査を行なってほしい。	C	参考とさせていただきます。
100	ス		C	
101	ソ	国のカジノ委員会の2021年度予算41.5億円の中に、ギャンブル等依存症対策費が含まれていない。神奈川県内に誘致されるかもしれない中、国へギャンブル等依存症に対する具体的な予防策、対応施策を確認し、県民へ公開してほしい。	E	厚生労働省の依存症対策に係るホームページをご参照ください。
102	コ	P66ギャンブル依存症の相談員の人材育成 家族等に対する支援の充実人材育成プログラムが公的機関の職員に対するもので占められている。その他の部分は「情報提供」という範疇の事業となっている。連携支援体制の構築のためにも相談支援や家族支援を行う民間機関の人材育成も大変重要。この点に言及し、民間支援団体への支援予算が確保されることが望まれる。再検討をお願いする。	C	ギャンブル依存症者を対象とする支援団体に対する支援については、「依存症に係る社会資源実態調査」の結果や有識者のご意見を踏まえ、検討していきます。
103	ケ	P76社会復帰支援 支援につながる情報提供、周囲の人などの正しい知識の普及と理解の促進自助グループや回復支援施設等の支援が非常に重要であり必要な支援につながる情報提供を行うとあるが、広報・普及啓発事業は最も着手しやすい反面、事業効果の検証が難しいという側面もある。支援につながる情報提供が行えたのか、正しい知識の普及と理解の促進が測られたのか等の効果を検証していくのが明確にされていない。例えば、取り組み目標として、ポータルサイトのアクセス数を3000件（令和5年度目標値）とした考え方はどのようなものか。	C	いただいたご意見のとおり、事業効果の検証は非常に難しいですが、今後の課題として検討していきます。
104	キ	支援の必要な人が支援を受けられない背景には、支援のためのリソースが不足しているという状況があるのではないかと。この点についても言及してほしい。	A	ご意見を踏まえ、＜人材の確保に向けた検討＞を取組として、計画に追加します。（計画P95）
105	コ	P85自助グループ・回復支援施設等の活動支援 情報提供や活動の周知のみならず、運営支援についても言及してほしい。 「人材不足」、「社会復帰支援、就労後支援」、「資金不足」、「施設老朽化等の施設の問題」、など様々な運営上の課題の解決のための具体的な施策の方向性を盛り込んでほしい。	A	ご意見を踏まえ、第4章施策展開の現状、課題を修正し、＜依存症相談拠点機関を中心とした相談支援体制の強化＞の取組みを修正しました。（P63、P68）
106	セ	P96計画の目標値など 計画で掲げた事業目的（ねらい）と数値目標の相関性がよくわからない。また、「PDCAサイクルを活用し、抽出された問題点や課題の解決を図りながら、新型コロナウイルス感染症の影響やIR誘致の動向等の状況を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行います。」ではあまりに漠然としている。目標値の達成状況以外にどのような指標を用いて政策効果を点検評価し、課題を抽出され対策していく考えなのか、わかりやすく記述してほしい。	C	ギャンブル等依存症の現状では、ギャンブル等による問題が生じていても、それがギャンブル等依存症により生じていることに本人や家族が気づきにくく、相談や治療につながりにくい状況があることから、現段階では依存症患者の減少等の数値目標を定めるべきでないとし、理念目標としました。そこで、まずは、講演会や研修等を行い、正しい知識の普及啓発や相談支援体制の強化を図り、今後も目標値についても検討していきます。

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援 サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他			<反映区分> A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)		
---	--	--	--	--	--

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
107	イ	P9 統合型リゾート施設(IR)の横浜市誘致の動き 「県としても、今後、新型コロナウイルス感染症の状況を含め、IRの誘致の動向を注視しながら、ギャンブル等依存症対策に取り組む必要があります。」とされている。IR誘致事業の進捗に合わせて、どの時点で、どのような検討が必要なのか、その程度の整理、確認事項は提示してほしい。	E	本計画では、発症の防止、進行の防止、回復及び再発防止に向けた支援、基盤整備の4つの柱に基づき取組を進めることとしており、これはIRの誘致に関わらず、進めるべきものと認識しています。なお、計画はPDCAサイクルを活用し、進行管理を行い、IR誘致動向等計画を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて取組の見直しを行う等、着実に進めていきます。
108	イ	P16神奈川県や横浜市の「娯楽と生活習慣に関する調査」について P14行動者率 回答者の属性は、10代1.2%、20代7.6%、30代13.8%、40代23.5%、50代21.6%、60代21.4%、70代10.2%、80代0.6%と年代の高い層の回答率が高くなっています。一方で、パチンコに関する行動者率については、25歳から34歳で9.8%(2016年「社会生活基本調査最」)等、若い世代が高いとあります。県が実施した調査で、過去1年以内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合推計は、18歳以上の人で0.8%で、横浜市の割合推計0.5%(成人)の1.6倍の数値になっている。これらのことから、神奈川県、横浜市による依存症の実態は把握は十分とは言えず、継続的に、かつ、精度を高めた調査を実施することが必要であり計画に盛り込むべき。	C	参考とさせていただきます。
109	ス	P35計画の全体目標 「ギャンブル等との適切な付き合い方を理解し自ら発症防止に取り組む」とあるが、適切な付き合い方とはどのようなものか。ギャンブル依存症は、ギャンブルをやめたくても止められない、ギャンブルをしたいという衝動をコントロールすることが出来ず、ギャンブルを適度に楽しむことが出来ない病気である。そうしたギャンブル依存症対策を推進する計画であれば、あえて、「適切な付き合い方」という文言は用いる必要はなく削除してほしい。	C	参考とさせていただきます。
110	ウ	P35計画の全体目標 「ギャンブル等との適切な付き合い方を理解し自ら発症防止に取り組む」とあるが、適切な付き合い方とはどのようなものか。ギャンブル依存症は、ギャンブルをやめたくても止められない、ギャンブルをしたいという衝動をコントロールすることが出来ず、ギャンブルを適度に楽しむことが出来ない病気である。そうしたギャンブル依存症対策を推進する計画であれば、あえて、「適切な付き合い方」という文言は用いる必要はなく削除してほしい。	A	ご意見のとおり修正しました。 (計画P35、P43、P44、P46、P59)
111	ウ	P34連携支援体制の構築と支援の質の向上 公的支援や民間支援組織の名称や所在地等も具体的に列記してほしい。これらの社会資源が不足しており、連携以前の課題があるのではないかと。その点についても記述すべきと考える。	C	本計画には、具体的な組織の名称や所在地等は列記しませんが、ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関数の拡充や均てん化が必要であるとともに、治療可能な医療機関等の周知を強化していきます。
112	カ	P53, 54ギャンブル等の不適切な誘引防止 川崎競馬や平塚競輪で「本人・家族申告によるアクセス制限の強化」として本人申告、家族申告による入場制限の実施件数が掲載されているが、いずれも「0」となっている。関係事業者による取り組みとの記述もあるが、県計画の中柱「ギャンブル等への不適切な誘引防止」施策の位置づけとなっている取り組みでもある。したがって、全く進捗していない取り組みを何ら検証なく報告するべきではないと考える。入場規制の効果はあるが周知されていないのか、効果が認められないのか等を検証し、今後の対策について事業者とも協議の上で記述すべき。ちなみに、ネット投票はオンラインで購入することができ、本人や家族が上限制限や利用停止を求めても、使用口座を変えればまた好きなだけ購入出来てしまい、根本的な依存症対策にはならない。そもそも、県計画の「発症防止」のページにばちんこ業者等の関連団体が実施しているプログラムが並んでいることに違和感を持つ。これらは、資料編程度の扱いとしてほしい。	C	参考とさせていただきます。
113	ア	「多くの方が健全に楽しんでいる一方」(p.1)について、ギャンブル依存症者が読むと、他の多くの方は健全に楽しめるのに自分ではできていないと否定された気持ちになるので、これは県として使うべき表現ではないのではないかと。	A	ご意見のとおり修正しました。 (計画P1)
114	ア	「適切な支援や治療を受けることにより改善等が十分に可能である」(p.1)、「適切な相談や治療等の支援により改善ができる病気である」(p.33)について、「治療はできないが、改善はできる」との表現に変えるべき。治療ができないことは知っておくべき。	C	参考とさせていただきます。
115	エ	意識啓発や行動変容に実効性を持たせるのは大変なことであり、心理学や経済学の視点も必要と考える。そうした知見も加えてほしい。	C	参考とさせていただきます。
116	イ	計画の「第3章取り組みの方向性」の「1計画の基本理念」(p.32)「当事者の目線に立った相談や治療、回復支援等、関係機関が連携した切れ目ない治療や支援の充実を図り」とあるが、ギャンブル依存症が疑われる人の割合を調べるだけでなく、ギャンブル依存症者が必要とする支援についてのアンケート調査が必要。	C	参考とさせていただきます。
117	ス		C	参考とさせていただきます。

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり			カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援			サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他			<反映区分> A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)		
---	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
118	イ	青少年に対してもアンケート調査を行い、ギャンブル依存症に陥らないためにどうすることが必要か把握すべきではないか。	C	参考とさせていただきます。
119	ス		C	
120	イ	教育現場に対してもアンケート調査を行い、教職員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールメンターがギャンブル依存症対策を含めてこころの健康づくりに関する課題や必要とする支援について把握すべきではないか。	C	参考とさせていただきます。
121	ス		C	
122	イ	医療機関に対してもアンケート調査を行い、医療機関が認識している課題や必要とする支援を把握すべきではないか。	B	「依存症に係る社会資源実態調査」を実施し、医療機関等が認識している課題や必要とする支援を把握いたしましたので、今後、必要な取組みを検討していきます。
123	イ	令和2年に行われた「依存症に係る社会資源実態調査」の内容がHPにアップされておらず、県民として必要な資源の実態及び課題が共有できておらず、自助グループや回復支援施設等における課題や必要とする支援の把握ができていないので、それを踏まえて計画を立てるべきではないか。	B	「依存症に係る社会資源実態調査」の結果を踏まえ、計画を修正しています。
124	ソ	第3回協議会の会議結果がHPにアップされておらず、令和2年に行われた「依存症に係る社会資源実態調査」の内容がHPにアップされておらず、その他にも、ギャンブル依存症者や青少年や教育現場や医療機関に対してもアンケート調査を行う必要があり、また、自助グループや回復支援施設等の課題を踏まえた上での施策を計画に載せておくべきであり、パブコメの結果の公表時期及び計画の公布時期に2021年3月が予定されており、時間が足りないため、それを踏まえらるる時期に策定すべき。	C	参考とさせていただきます。
125	ア	少子高齢・人口減少社会において、単身世帯が増えることが見込まれる中で、家族がおらずに気付いて心配や世話をしてくれる者がいないギャンブル依存症者を増やすことは、今まで以上に治療に結びつくことが難しいということに言及すべき。	C	参考とさせていただきます。
126	ア	人口減少社会においては人的資源が少なくなり、効率よく人的資源を配分する必要があるので留意すべき。	C	参考とさせていただきます。
127	ソ	スマホやインターネットに係る依存も、WHOで認定されるほどに広まっており、発達障害に係る精神医療の充実も求められており、大人の発達障害については医療機関が極めて少なく、精神医療の充実が現時点でも必要。	E	ご意見ありがとうございます。
128	ソ	超高齢社会においては、認知症の増大が考えられ、認知症への対応だけで精神科の治療資源はいっぱいであると考えられることに言及すべき。	C	参考とさせていただきます。
129	ウ	これ以上、ギャンブルを作って、精神疾患を増やして精神医療を疲弊させ、必要な医療を受けることが滞らせないでほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
130	エ	「かながわ医療情報検索サービス」ではギャンブル依存症対応医療機関は36機関だが、「かながわ依存症ポータルサイト」ではギャンブル依存症対応医療機関は26機関となっており、重複している機関は14機関で、きちんと網羅されていない。現状、合わせて58機関あるものと想定されるが、ポータルサイトの整備が必要。一元管理されている方が、登録する方も閲覧する方も益するので、一元管理してほしい。	C	参考とさせていただきます。
131	ウ	計画の基本方針（p.33）で「相談支援体制のネットワーク化」「依存症治療拠点機関を中心として、専門医療機関や地域の医療機関、相談機関、自助グループや回復支援施設等関係機関との連携を推進」とあり、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へ早期につなぐ体制（p.34）とあるが、連携やネットワークは聞こえはいいが、責任主体が存在せずたらい回しになる。クライアントとして、一貫して対応する主体を決めるべき。	C	参考とさせていただきます。
132	ソ	必要な社会資源が施策として示されているが、それにかかる人的コストや経済的コストに関する言及が全くなく、ギャンブル等依存症に対する対策としてのどの位のコストを、県として、社会全体として、負担することになるのかの認識ができない。絵に描いた餅とならないよう、コストについても言及すべき。	C	参考とさせていただきます。

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

＜内容区分＞			＜反映区分＞		
ア 計画策定の趣旨等	カ ギャンブル等の不適切な誘引防止	サ 包括的な連携協力体制の整備	A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む)		
イ ギャンブル等の状況	キ 相談支援体制の充実・強化	シ 人材の確保	B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの		
ウ 取組の基本理念、基本方針等	ク 治療支援体制の充実	ス 調査研究の推進等	C 今後の取組みの参考とするもの		
エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発	ケ 社会復帰支援	セ 推進体制及び進行管理	D 反映できないもの		
オ こころの健康づくり	コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援	ソ その他	E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)		

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
133	キ	相談機関に相談したことがある者として、相談は一回につき40分から1時間は必要。横浜市こころの健康相談センターは1回20分で継続相談もできず単なる交通整理をする機関に過ぎない。相談機関は、最初に交通整理をするだけの存在だとは思えない。医療機関や自助グループにかかりながらも相談できるような体制が必要。	C	参考とさせていただきます。
134	キ	医療機関も自助グループもやっていない深夜に一人でどこにも相談できずに思い悩む人を救うためにも、深夜にも相談機関を設けるべき。	C	参考とさせていただきます。
135	キ	相談員が非正規雇用であると人が代わってしまっていて継続して相談できないので、正規雇用者が相談できる体制を県として確保・明記してほしい。	C	参考とさせていただきます。
136	ソ	24時間相談でき自殺を防ぐ相談機関として「いのちの電話」があるが、ボランティアの相談員の減少と相談需要の増加により、夜通しかけても繋がらない。県として「いのちの電話」に対する支援をお願いしたい。特に、夜間、相談できる場所がない人は自殺する。自殺を考えたことがある者として願う。	E	ご意見ありがとうございます。
137	セ	県・横浜市調査による推計で、ギャンブル等依存症が疑われる人は、生涯を通じて該当する人が18歳以上の4.9%で約29万5千人、過去1年以内に該当する人が18歳以上の0.8%で約5万1千人。対して、ギャンブル等依存症の外来患者数は、平成29年で558人(外来1回以上)、374人(外来継続)(p.30)と極端に少ない。外来1回以上だけの外来患者で見ても、過去1年以内にギャンブル依存症を疑われた者の100分の1である。依存症対応医療機関が「かながわ医療情報検索サービス」と「かながわ依存症ポータルサイト」の重複を加味して合わせて58機関。過去1年以内に該当する5万1千人をとて58機関で診きれるとは思えず、現時点でも、圧倒的に医療機関が足りない。毎年5万1000人がギャンブル依存症になっては、医療機関が追いつかないのは明白。計画p.40にて「本県においても、ギャンブル等依存症が疑われる人の数と、相談者数や医療機関への受診者数に大きな差があることから、相談機関や医療機関等のさらなる周知が必要」とあるが、周知も大事だが、医療機関及び依存症を診れる医師の拡充を、数値目標を掲げて増やしてほしい。	B	医療機関の数値目標として、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の設置数の増加目標を掲げています。また、具体的な取組みとして依存症者の早期発見、早期支援の対応を行うため、医療従事者向けの研修を行っています。今後も目標値については検討していきます。
138	ウ	新たにギャンブルを作ることはやめ、ギャンブルを徐々に減らしてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
139	ク	ギャンブル依存者は否認のために治療に結びつきにくく、ギャンブル依存症の治療は、精神科医によると「一番難しく感じるのは、ギャンブル依存症の方の治療。負の連鎖が生活基盤となってしまっている方への治療は困難の連続」(神奈川県精神神経科診療所協会副会長神奈川協会評議員長谷川洋)と語られており、治療の難しさ、ギャンブル依存症者が治療に結びつきにくいことから医師が臨床を十分に積みにくいことを踏まえて、ギャンブル依存症を診れる医療の拡充を図ってほしい。	B	第4章施策展開2進行の防止<依存症治療拠点機関>の取組みの一つとして、精神科医療機関や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者等を対象とした、依存症に起因する精神症状の対応や依存症が背景にある疾患で治療を受けている潜在的な患者の早期発見、早期支援の対応等に関する研修の取組を進めます。
140	ウ	ギャンブルを新たに作ることはやめ、ギャンブルを徐々に減らしてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
141	ク	精神医療は薬だけでは治らず、近年の精神医療で主流となりつつあるOpenDialogueという対話を通じた精神医療を考えると、診療に時間がかかり医療資源が圧倒的に足りないことを踏まえて、精神医療の拡充を行う必要がある。	B	第4章施策展開2進行の防止において、医療提供体制の充実や、医療の質の向上に向けた取組を進めます。
142	ウ	これ以上ギャンブルを作ることはやめてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

＜内容区分＞			＜反映区分＞		
ア 計画策定の趣旨等	カ ギャンブル等の不適切な誘引防止	サ 包括的な連携協力体制の整備	A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む)		
イ ギャンブル等の状況	キ 相談支援体制の充実・強化	シ 人材の確保	B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの		
ウ 取組の基本理念、基本方針等	ク 治療支援体制の充実	ス 調査研究の推進等	C 今後の取組みの参考とするもの		
エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発	ケ 社会復帰支援	セ 推進体制及び進行管理	D 反映できないもの		
オ こころの健康づくり	コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援	ソ その他	E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)		

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
143	セ	治療支援体制の充実のため、◇依存症専門医療機関の指定（6機関）（p.29）を行い、◇依存症治療拠点（2機関）（p.29）を中心とした医療提供体制の充実を行うとあるが（p.70）、第1回協議会にて、依存症専門医療機関となっている神奈川県院の佐伯医師（神奈川県精神科病院協会）が「10何年の臨床経験の中で依存症は、神奈川県で1年間にだけ4～5年前にやった程度で、その中でギャンブル依存の患者さんは、私は一人も見ただけです。患者さんがアクセスしづらい状況もあるとは思いますが、一般の精神科医師はほとんどの先生が私と同じような臨床感覚なのではないかと思っています。全然臨床経験がないということはやはりこれから考えていかなくてはいいけない。」と述べ、ギャンブル依存症者が診察に来ることが少ない状況下で、臨床経験を積まないとすぐには対応できないことがある。 →依存症治療拠点機関における治療プログラムの実施や医療従事者を対象とした依存症の研修の実施、セミナー等の開催（p.70）について、p.96～p.98にて数値目標を掲げて取り組むべき。	A	ご意見に基づき修正しました。（計画P99）
144	セ	「第3章取組みの方向性」「2進行の防止」の「（2）治療支援体制」の「ア医療提供体制の充実」の【課題】（p.70）として、「ギャンブル等依存症が疑われる人の数と医療機関の受診者数に大きな差があるため、ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関数の拡充や均てん化が必要である」としているが、【施策】に医療機関数の拡充については記載がない。 →ギャンブル依存症を診れる医療機関が圧倒的に少ないので、数値目標を掲げて医療機関数の増加目標を立ててほしい（p.98に記載がない）	B	医療機関の数値目標として、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の設置数の増加目標を掲げています。また、具体的な取組みとして依存症者の早期発見、早期支援の対応を行うため、医療従事者向けの研修を行っています。今後も目標値については検討していきます。
145	コ	自助グループ・回復支援施設等に対する支援の【課題】として、令和2年に実施した「依存症に係る社会資源実態調査」において、自助グループや回復支援施設等に関して、人材不足、社会復帰支援・就労後支援、資金不足、施設老朽化等の施設の問題、など様々な運営上の課題が把握されている、【施策】として、自助グループ・回復支援施設等に対する支援のあり方検討が掲げられている（p.86～p.87）が、自助グループや回復支援施設等の活動や役割が十分に知られていないこともあるが、自助グループや回復支援施設等自体が、人的資源及び経済的資源等がとてども脆弱で乏しく数が少ないことがあるので、行政が必要な資源を補助・補完する役割を担う必要がある。自助グループに十年以上通っている者として、自助グループは当事者が障害者年金をもらいながらも善意で手弁当で時間と手間をかけて行っているものであること、会議は10数人での開催が人数的に限界でそれ以上の人数では話し合う場となりにくいこと、会議を行う会場の確保に苦慮していること、自助グループの運営にかかるお金の確保が大変であること、自助グループが活動及び周知のために作るHPについて援助が必要な場合があること等々の問題がある。実感として、自助グループが足りず、人と人の関わりなので、相性や人間関係や地の利も関係し、自助グループの選択肢は多いほどいい。現状を把握した上で、人的援助、資金援助や場の提供、サーバーの提供など積極的な支援を行ってほしい。また、自助グループや回復支援施設等が多種多様に増えるように、ギャンブル依存症者自身が立ち上げる為の援助も行してほしい。	C	ギャンブル依存症者を対象とする支援団体に対する支援については、「依存症に係る社会資源実態調査」の結果や有識者のご意見を踏まえ、検討していきます。
146	ウ	計画p.34で切れ目ない回復支援体制の強化として、「ギャンブル等依存症の本人及び家族等が、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、社会全体でギャンブル等依存症並びにその回復及び社会復帰についての理解を促進するよう取組を進め」「本人や家族等の支援に重要な役割を果たしている自助グループや回復支援施設等が、相談機関や治療機関等関係機関と連携した切れ目ない支援を行えるよう、回復支援体制の強化を図り」とあるが、具体的にどんな回復支援体制の強化を図るのか分からないので、具体的に明記してほしい。	C	現状としては、P92の「現状」に記載のように様々な機関同士が連携し、切れ目ない支援を行えるよう、会議体を設置していません。今後、さらに、ギャンブル等依存症の発症防止から相談・回復支援までの構築を進めるためのネットワーク化に向けて検討していきます。
147	キ	第1回協議会で、日本福祉教育専門学校の岡崎氏が、「ギャンブルは治療・相談につながる方が少ない、GAやギャマンはこういう協議会には参画しない、お金をもらわない団体でつながっていない。」と言及しており、ギャマンは「かながわ依存症ポータルサイト」にリンクも貼られていない。 →せめて、リンクを貼らせてもらう依頼をし続けたり、何等かの周知の方法を検討すべきではないか。	C	参考とさせていただきます。
148	キ	ギャンブル依存症対策に全国的に取り組んでいるGA（ギャンブラーズアノニマス）と連携が取れるよう、ギャンブル依存症者が知ることができるよう、GAを何らかの形で県がフォローできないだろうか。	C	参考とさせていただきます。

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり			カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援			サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他			<反映区分> A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)		
---	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
149	ク	第1回協議会で横浜保護観察所の仲野氏が薬物依存者に対する回復プログラムや体系的指導はあるが、ギャンブル依存に対しては今の時点では用意されていない →依存症専門医療機関の支援を受けて横浜保護観察所でも整備できるようにしてはどうか。	E	ご意見ありがとうございました。
150	ウ	県の立場としてギャンブルを作らず、これから徐々になくしていく立場を県として取ってほしい。ギャンブル依存症の治療が難しいこと、ギャンブル依存症が治療に結びつきにくいこと、現時点でもギャンブル依存症に対応できる医療機関が少ないこと、これから精神医療の逼迫が見込まれること、自助グループは基本的には手弁当で細々と運営されているものであり抱えきれないこと、多種多様の幅広い社会資源の投入を必要とされ人口減少社会においては無駄に社会資源を必要とすることを避けるべきであることなどを鑑みてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
151	ウ	第3章取組みの方向性の1計画の基本理念（p.32）でギャンブルを作らず、これから無くしていく事の明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
152	ウ	第3章2計画の基本方針（p.33）で「事業者と連携して、ギャンブル等の不適切な誘因防止の取組を進めるなど」とあるが、誘因防止の第一義は、ギャンブルを作らないことであり、県の姿勢として明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
153	ウ	第3章4全体目標の一つに、ギャンブルをなくす、ギャンブルを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
154	エ	第4章施策展開5施策体系の1発症の防止にて、ギャンブルをなくす、カジノを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
155	ウ	・報酬を求める脳の回路ができあがり、これが繰り返されることにより、脳が刺激に慣れ、さらに強い刺激を求めていくようになるとともに、脳の思考や創造性を担う部位（前頭前野）の機能が低下して、自分の意思でコントロールすることができなくなり、やめたくてもやめられなくなる（p.4※4） ・検診や一般的なメンタルヘルスの質間で評価できないため、周囲に気づかれにくいと言われている。さらに問題が露わになった場合には、問題はギャンブル等依存症の本人の自覚のなさ故に生じたこととして、しばしば周囲に非難されるため、ギャンブル等依存症の方は、問題が生じた場合は支援を求めずに、問題を隠してしまい更に問題が悪化してしまう傾向（p.5） ・ギャンブル等を行いやすい環境的要因等から誰でもなる可能性がある（p.1） ・「脳に報酬を求める回路ができあがってしまう」（「これって依存症？NHK福祉ポータルハートネット」HPより） ・「アディクションの当事者や、治療・支援に関わる人たちの間では、『やめることは簡単だが、やめ続けることは難しい』とよく言われます。」（「これって依存症？NHK福祉ポータルハートネット」HPより） ・「横浜IRを考えるシンポジウム（2020年12月20日）」にて、高橋英彦氏（東京医科歯科大学大学院教授）が、「依存症は治療しても治らず、現時点で直接脳を治療できず、世界的に治療のために認可された薬はなく、認知行動療法がメイン」と治療の困難さを言及している。 →上記を考えると、新たにギャンブルを作らないこと、ギャンブルを減らしていくこと、が県としてとるべき立場である。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<p>&lt;内容区分&gt;</p> <p>ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり</p> <p>カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援</p> <p>サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他</p>	<p>&lt;反映区分&gt;</p> <p>A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)</p>
--	---

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
156	ウ	<p>県の立場としてギャンブルを作らず、これから徐々になくしていく立場を県として取ってほしい。ギャンブル依存症の治療が難しいこと、ギャンブル依存症が治療に結びつきにくいこと、現時点でもギャンブル依存症に対応できる医療機関が少ないこと、これから精神医療の逼迫が見込まれること、自助グループは基本的には手弁当で細々と運営されているものであり抱えきれないこと、多種多様の幅広い社会資源の投入を必要とされ人口減少社会においては無駄に社会資源を必要とすることを避けるべきであることなどを鑑みてほしい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症に関連する諸問題が、多重債務、貧困、家庭内暴力、犯罪、自殺、他の精神障害などに及び、広範囲の対応が必要で、これだけ大量の社会資源を必要とするのならば、今の現状に対応するのが精いっぱいこれ以上、作らないのが一番であり、カジノは作らせたくないのが神奈川県として取る立場である。</li> </ul>	D	<p>本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。</p>
157	ウ	<p>県の立場としてギャンブルを作らず、これから徐々になくしていく立場を県として取ってほしい。ギャンブル依存症の治療が難しいこと、ギャンブル依存症が治療に結びつきにくいこと、現時点でもギャンブル依存症に対応できる医療機関が少ないこと、これから精神医療の逼迫が見込まれること、自助グループは基本的には手弁当で細々と運営されているものであり抱えきれないこと、多種多様の幅広い社会資源の投入を必要とされ人口減少社会においては無駄に社会資源を必要とすることを避けるべきであることなどを鑑みてほしい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不幸は金では補えない。貧困者や破産者や自殺者が増えた場合の社会としての不幸は、どんな対策をとっても補いきれない。病を抱え、借金を抱え、職を失い、困窮し、家族や友人と折り合いが悪くなり、どん底に陥る苦しみを、なぜ味わうきっかけを横浜市が作るのか理解ができない。壮絶な苦しみと絶望を横浜市が理解していないとしか思えない。一度正社員の立場を失うとそれまで得ていた給料を得ることが難しい日本社会において、人生を棒に振る人を増やすことは、日本としての社会保障に関わる問題となり、ギャンブル依存症者だけではなく社会を構成する全ての人の社会保障に影響する問題であることを理解し、これ以上の負荷をかけることがないよう、カジノは作らないよう、ギャンブルをこれからなくしていくよう、県として立場を鮮明にしてほしい。</li> </ul>	D	<p>本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。</p>
158	ウ	<p>県の立場としてギャンブルを作らず、これから徐々になくしていく立場を県として取ってほしい。ギャンブル依存症の治療が難しいこと、ギャンブル依存症が治療に結びつきにくいこと、現時点でもギャンブル依存症に対応できる医療機関が少ないこと、これから精神医療の逼迫が見込まれること、自助グループは基本的には手弁当で細々と運営されているものであり抱えきれないこと、多種多様の幅広い社会資源の投入を必要とされ人口減少社会においては無駄に社会資源を必要とすることを避けるべきであることなどを鑑みてほしい。</p> <p>→現在あるギャンブルをなくす方向で調整してもらいたい。特に、パチンコ・パチスロが身近で通いやすい状況にあり、ギャンブル依存症の元凶となっているので、なくすことが大事。</p>	D	<p>本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。</p>
159	セ	<p>県・横浜市調査による推計で、ギャンブル等依存症が疑われる人は、生涯を通じて該当する人が18歳以上の4.9%で約29万5千人、過去1年以内に該当する人が18歳以上の0.8%で約5万1千人。対して、ギャンブル等依存症の外来患者数は、平成29年で558人(外来1回以上)、374人(外来継続)(p.30)と極端に少ない。外来1回以上だけの外来患者で見ても、過去1年以内にギャンブル依存症を疑われた者の100分の1である。依存症対応医療機関が「かながわ医療情報検索サービス」と「かながわ依存症ポータルサイト」の重複を加味して合わせて58機関。過去1年以内に該当する5万1千人をとっても58機関で診きれるとは思えず、現時点でも、圧倒的に医療機関が足りない。毎年5万1000人がギャンブル依存症になったら、医療機関が追いつかないのは明白である。計画p.40にて「本県においても、ギャンブル等依存症が疑われる人の数と、相談者数や医療機関への受診者数に大きな差があることから、相談機関や医療機関等のさらなる周知が必要」とあるが、周知も大事だが、医療機関及び依存症を診れる医師の拡充を、数値目標を掲げて増やしてほしい。</p>	B	<p>医療機関の数値目標として、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の設置数の増加目標を掲げています。また、具体的な取組みとして依存症者の早期発見、早期支援の対応を行うため、医療従事者向けの研修を行っています。今後も目標値については検討していきます。</p>

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり			カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援			サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他			<反映区分> A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)		
---	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
160	ウ	新たにギャンブルを作ることはやめ、ギャンブルを徐々に減らしてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
161	ウ	ギャンブル依存症は否認のために治療に結びつきにくく、ギャンブル依存症の治療は、精神科医によると「一番難しく感じるのは、ギャンブル依存症の方の治療。負の連鎖が生活基盤となってしまっている方への治療は困難の連続」(神奈川県精神神経科診療所協会副会長神奈川協会評議員長谷川洋)(全国保険医新聞2019年9月15日号よりHP)と語られており <a href="https://hodanren.docnet.or.jp/news/iryounews/190915_sisk2_ir.html">https://hodanren.docnet.or.jp/news/iryounews/190915_sisk2_ir.html</a> 治療の難しさ、ギャンブル依存症者が治療に結びつきにくいことから医師が臨床を十分に積みにくいことを踏まえて、ギャンブルを新たに作ることはやめ、ギャンブルを徐々に減らしてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
162	ク	精神医療は薬だけでは治らず、近年の精神医療で主流となりつつあるOpenDialogueという対話を通じた精神医療を考えると、診療に時間がかかり医療資源が圧倒的に足りない。精神科に通っている者として診察が最低でも15分、長いと40分位かかってしまうこともある。精神医療は診察に時間がかかることを踏まえて、精神医療の拡充を行う必要がある。	B	第4章施策展開2 進行の防止において、医療提供体制の充実や、医療の質の向上に向けた取組を進めます。
163	ウ	これ以上ギャンブルを作ることはやめてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
164	ウ	県の立場としてギャンブルを作らず、これから徐々になくしていく立場を県として取ってほしい。ギャンブル依存症の治療が難しいこと、ギャンブル依存症が治療に結びつきにくいこと、現時点でもギャンブル依存症に対応できる医療機関が少ないこと、これから精神医療の逼迫が見込まれること、自助グループは基本的には手弁当で細々と運営されているものであり抱えきれないこと、多種多様の幅広い社会資源の投入を必要とされ人口減少社会においては無駄に社会資源を必要とすることを避けるべきであることなどを鑑みてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
165	ウ	第3章取組みの方向性の1計画の基本理念(p.32)でギャンブルを作らず、これから無くしていく事の明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
166	ウ	第3章2計画の基本方針(p.33)で「事業者と連携して、ギャンブル等の不適切な誘因防止の取組を進めるなど」とあるが、誘因防止の第一義は、ギャンブルを作らないことであり、県の姿勢として明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
167	ウ	第3章4全体目標の一つに、ギャンブルをなくす、ギャンブルを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
168	エ	第4章施策展開5施策体系の1発症の防止にて、ギャンブルをなくす、カジノを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。



■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分>			<反映区分>		
ア 計画策定の趣旨等	カ ギャンブル等の不適切な誘引防止	サ 包括的な連携協力体制の整備	A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む)		
イ ギャンブル等の状況	キ 相談支援体制の充実・強化	シ 人材の確保	B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの		
ウ 取組の基本理念、基本方針等	ク 治療支援体制の充実	ス 調査研究の推進等	C 今後の取組みの参考とするもの		
エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発	ケ 社会復帰支援	セ 推進体制及び進行管理	D 反映できないもの		
オ こころの健康づくり	コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援	ソ その他	E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)		

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
169	セ	県・横浜市調査による推計で、ギャンブル等依存症が疑われる人は、生涯を通じて該当する人が18歳以上の4.9%で約29万5千人、過去1年以内に該当する人が18歳以上の0.8%で約5万1千人。対して、ギャンブル等依存症の外来患者数は、平成29年で558人(外来1回以上)、374人(外来継続)(p.30)と極端に少ない。外来1回以上だけの外来患者で見ても、過去1年以内にギャンブル依存症を疑われた者の100分の1である。依存症対応医療機関が「かながわ医療情報検索サービス」と「かながわ依存症ポータルサイト」の重複を加味して合わせて58機関。過去1年以内に該当する5万1千人をととも58機関で診されるとは思えず、現時点でも、圧倒的に医療機関が足りない。毎年5万1000人がギャンブル依存症になっては、医療機関が追いつかないのは明白である。計画p.40にて「本県においても、ギャンブル等依存症が疑われる人の数と、相談者数や医療機関への受診者数に大きな差があることから、相談機関や医療機関等のさらなる周知が必要」とあるが、周知も大事だが、医療機関及び依存症を診れる医師の拡充を、数値目標を掲げて増やしてほしい。	B	医療機関の数値目標として、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の設置数の増加目標を掲げています。また、具体的な取組みとして依存症者の早期発見、早期支援の対応を行うため、医療従事者向けの研修を行っています。今後も目標値については検討していきます。
170	ウ	県の立場としてギャンブルを作らず、これから徐々になくしていく立場を県として取ってほしい。ギャンブル依存症の治療が難しいこと、ギャンブル依存症が治療に結びつきにくいこと、現時点でもギャンブル依存症に対応できる医療機関が少ないこと、これから精神医療の逼迫が見込まれること、自助グループは基本的には手弁当で細々と運営されているものであり抱えきれないこと、多種多様の幅広い社会資源の投入を必要とされ人口減少社会においては無駄に社会資源を必要とすることを避けるべきであることなどを鑑みてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
171	ウ	第3章取組みの方向性の1計画の基本理念(p.32)でギャンブルを作らず、これから無くしていく事の明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
172	ウ	第3章2計画の基本方針(p.33)で「事業者と連携して、ギャンブル等の不適切な誘引防止の取組を進めるなど」とあるが、誘引防止の第一義は、ギャンブルを作らないことであり、県の姿勢として明記	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
173	ウ	第3章4全体目標の一つに、ギャンブルをなくす、ギャンブルを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
174	エ	第4章施策展開5施策体系の1発症の防止にて、ギャンブルをなくす、カジノを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
175	ウ	ギャンブル依存症は否認のために治療に結びつきにくく、ギャンブル依存症の治療は、精神科医によると「一番難しく感じるのは、ギャンブル依存症の方の治療。負の連鎖が生活基盤となってしまっている方への治療は困難の連続」(神奈川県精神神経科診療所協会副会長神奈川協会評議員長谷川洋)(全国保険医新聞2019年9月15日号よりHP)と語られており、治療の難しさ、ギャンブル依存症者が治療に結びつきにくいことから医師が臨床を十分に積みにくいことを踏まえて、ギャンブルを新たに作ることはやめ、ギャンブルを徐々に減らしてほしい。 ( <a href="http://hodanren.docnet.or.jp/news/iryounews/190915_sisk2_ir.html">http://hodanren.docnet.or.jp/news/iryounews/190915_sisk2_ir.html</a> )	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
176	ウ	県の立場としてギャンブルを作らず、これから徐々になくしていく立場を県として取ってほしい。ギャンブル依存症の治療が難しいこと、ギャンブル依存症が治療に結びつきにくいこと、現時点でもギャンブル依存症に対応できる医療機関が少ないこと、これから精神医療の逼迫が見込まれること、自助グループは基本的には手弁当で細々と運営されているものであり抱えきれないこと、多種多様の幅広い社会資源の投入を必要とされ人口減少社会においては無駄に社会資源を必要とすることを避けるべきであることなどを鑑みてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり			カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援			サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他			<反映区分> A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)		
---	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
177	ウ	第3章取組みの方向性の1計画の基本理念（p.32）でギャンブルを作らず、これから無くしていく事の明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
178	ウ	第3章2計画の基本方針（p.33）で「事業者と連携して、ギャンブル等の不適切な誘引防止の取組を進めるなど」とあるが、誘引防止の第一義は、ギャンブルを作らないことであり、県の姿勢として明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
179	ウ	第3章4全体目標の一つに、ギャンブルをなくす、ギャンブルを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
180	エ	第4章施策展開5施策体系の1発症の防止にて、ギャンブルをなくす、カジノを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
181	ク	精神医療は薬だけでは治らず、近年の精神医療で主流となりつつあるOpenDialogueという対話を通じた精神医療を考えると、診療に時間がかかり医療資源が圧倒的に足りない。精神科に通っている者として診察が最低でも15分、長いと40分位かかってしまうこともある。精神医療は診察に時間がかかることを踏まえて、精神医療の拡充を行う必要がある。	B	第4章施策展開2進行の防止において、医療提供体制の充実や、医療の質の向上に向けた取組を進めます。
182	ウ	これ以上ギャンブルを作ることはやめてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
183	ウ	県の立場としてギャンブルを作らず、これから徐々に無くしていく立場を県として取ってほしい。ギャンブル依存症の治療が難しいこと、ギャンブル依存症が治療に結びつきにくいこと、現時点でもギャンブル依存症に対応できる医療機関が少ないこと、これから精神医療の逼迫が見込まれること、自助グループは基本的には手弁当で細々と運営されているものであり抱えきれないこと、多種多様の幅広い社会資源の投入を必要とされ人口減少社会においては無駄に社会資源を必要とすることを避けるべきであることなどを鑑みてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
184	ウ	第3章取組みの方向性の1計画の基本理念（p.32）でギャンブルを作らず、これから無くしていく事の明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
185	ウ	第3章2計画の基本方針（p.33）で「事業者と連携して、ギャンブル等の不適切な誘引防止の取組を進めるなど」とあるが、誘引防止の第一義は、ギャンブルを作らないことであり、県の姿勢として明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
186	ウ	第3章4全体目標の一つに、ギャンブルをなくす、ギャンブルを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
187	エ	第4章施策展開5施策体系の1発症の防止にて、ギャンブルをなくす、カジノを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
188	ウ	ギャンブルではないが依存症を持つ者として、脳に回路ができていて、生活していく中で何度となく誘引され引き戻されてしまうことがあり、一生この脳の回路と闘っていかないといけないのかと思うと暗澹たる気持ちとなる。こうした不幸を他の人に味わってもらいたくない。カジノは作らないで頂きたい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援 サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他			<反映区分> A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)		
---	--	--	--	--	--

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
189	ア	・意見がある箇所 1ページ目の「ギャンブル等」の説明 ・意見の内容 1ページ目下にある「※1」の説明にある「その他の射幸」について、具体例を出して説明してほしい。 例えば、知人同士での賭け麻雀、FX（外国為替証拠金取引）が「その他の射幸」なら、「知人同士での賭け麻雀、FX（外国為替証拠金取引）等」といった文章を1ページ目に追加してほしい。 1ページ目に追加が難しい場合は、計画のどこかに記載してほしい。 「ばちこんをしていないからギャンブル依存症ではない」といったことを、賭け麻雀等を繰り返す人が思わないようにしてほしい。	C	参考とさせていただきます。
190	ソ	・意見がある箇所 3ページ目の「5計画の対象」の説明 ・意見の内容 神奈川県外に身内がいた場合は、計画の対象になるのかわからない。 例えば、子が神奈川県民。親が県外で、ギャンブル依存症の子のことで、親が神奈川県に相談したい場合、親は神奈川県に相談して良いのか。 県外の身内の対応について、5の計画の対象に説明を追記するか、計画のどこかに追記してほしい。	B	本計画は全ての県民を対象としており、ご質問のケースも対象に含まれます。
191	ソ	・意見がある箇所 3ページ目の「5計画の対象」の説明 ・意見の内容 計画の対象には、同性カップル、事実婚といった、法律婚していない関係も含んでいるのか？ 県内には同性カップルや事実婚の方たちが住んでいるので、同性パートナーや事実婚のパートナーについて神奈川県に相談したいという場合も、相談に対応してもらえるのか知りたい。	B	本計画は全ての県民を対象としており、ご質問のケースも対象に含まれます。
192	ウ	県の立場としてギャンブルを作らず、これから徐々になくしていく立場を県として取ってほしい。ギャンブル依存症の治療が難しいこと、ギャンブル依存症が治療に結びつきにくいこと、現時点でもギャンブル依存症に対応できる医療機関が少ないこと、これから精神医療の逼迫が見込まれること、自助グループは基本的には手弁当で細々と運営されているものであり抱えきれないこと、多種多様の幅広い社会資源の投入を必要とされ人口減少社会においては無駄に社会資源を必要とすることを避けるべきであることなどを鑑みてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
193	ウ	第3章取組みの方向性の1計画の基本理念（p.32）でギャンブルを作らず、これから無くしていく事の明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
194	ウ	第3章2計画の基本方針（p.33）で「事業者と連携して、ギャンブル等の不適切な誘因防止の取組を進めるなど」とあるが、誘因防止の第一義は、ギャンブルを作らないことであり、県の姿勢として明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
195	ウ	第3章4全体目標の一つに、ギャンブルをなくす、ギャンブルを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
196	エ	第4章施策展開5施策体系の1発症の防止にて、ギャンブルをなくす、カジノを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
197	ウ	第1回協議会資料（資料3）にてギャンブル等依存症の患者像を見ると、ギャンブル開始年齢の平均は19.5歳で初診時年齢は39.3歳で、成人とほぼ同時に始めて初診まで20年近くもかかっており、これから対策を取っていても劇的な対応が取れるとは考えられない。ギャンブルをなくしていく事、ギャンブルを作らない事が肝要。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり			カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援			サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他		
<反映区分> A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)								

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
198	イ	・意見がある箇所 26ページ目の「依存症対策の全体像」の説明 ・意見の内容 神奈川県は、知人同士での賭け麻雀、FX（外国為替証拠金取引）を繰り返して、お金を失っていく人に対しても取り組んでいるのか。 取り組んでいるのであれば、「依存症対策の全体像」に追記してほしい。取り組んでいるギャンブル等の内容をなるべく具体的に書いてわかりやすくしてほしい。	C	依存症は、特定の物質の摂取や行為を繰り返し行うことで脳が変化して、自分の意思でコントロールすることができず、やめたくてもやめられなくなります。特定のギャンブル等を対象に取組みを進めるというよりは、依存症全般を対象として取り組んでいきます。
199	ウ	・意見がある箇所 32ページ目の「メンタルヘルス対策」 ・意見の内容 新型コロナウイルスの影響で、おもいっきり遊ぶことができず、ストレスをかかえている人が多い。 新型コロナウイルスの感染を予防しながら実施できるメンタルヘルス対策を検討して、普及啓発してほしい。 ただ、メンタルヘルス対策は人によって異なるので、どのような人に対するメンタルヘルス対策なのかをしっかりと発信してほしい。	B	参考とさせていただきます。
200	エ	・意見がある箇所 44ページ目の「高校学習用教材」 ・意見の内容 オンライン授業に対応した教材を作成してほしい。オンライン授業が増加したときでも、教材が活用できるようにしてほしい。	E	高校学習用教材につきましては、県ホームページで電子データを提供しておりますので、ぜひご活用ください。
201	エ	・意見がある箇所 44ページ目の「研修の実施」 ・意見の内容 教員に対して、オンラインで研修してほしい。 勤務先の学校にいながら研修を受けることができれば、研修会場への移動が不要になる。 移動が不要で勤務先の学校にいながら研修を受けられるなら、多めの人数で研修を受けてみようという学校が、もしかしたら出てくるかもしれない。	C	参考とさせていただきます。
202	エ	・意見がある箇所 43ページ目の「若年層を対象とした発症の防止」 ・意見の内容 若年層に向けて、オンラインゲームやSNSの啓発をする場合は、ギャンブル依存症だけでなく、スマートフォンをずっと見ていると姿勢が悪くなる、視力が低下するといった、身体的な影響についても触れてほしい。 若年層が「依存症にだけ気をつけよう」とならないように啓発してほしい。	C	参考とさせていただきます。
203	イ	・意見がある箇所 9ページ目の「統合型リゾート施設(IR)の横浜市誘致の動き」 ・意見の内容 神奈川県は「IRの誘致の動向を注視」するだけでなく、「横浜市のギャンブル等依存症対策が十分かチェックし、問題点を横浜市に指摘する」と計画に追記してほしい。 神奈川県が依存症対策に取り組んでいても、カジノを含むIRを誘致しようとする横浜市の依存症対策が不十分だったら問題だから。	C	参考とさせていただきます。
204	イ	・意見がある箇所 9ページ目の「統合型リゾート施設(IR)の横浜市誘致の動き」 ・意見の内容 ギャンブル等依存症対策を進めても、カジノがあるIRを横浜市が誘致してしまったら、ギャンブル依存症になる人が増えてしまうかもしれない。 「横浜市内にカジノを含むIRを誘致しなくても良いのではないかと確認する」と計画に追記してほしい。	E	本計画では、発症の防止、進行の防止、回復及び再発防止に向けた支援、基盤整備の4つの柱に基づき取組を進めることとしており、これはIRの誘致に関わらず、進めるべきものと認識しています。なお、計画はPDC Aサイクルを活用し、進行管理を行い、IR誘致動向等計画を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて取組の見直しを行う等、着実に進めていきます。
205	ウ	県の立場としてギャンブルを作らず、これから徐々になくしていく立場を県として取ってほしい。ギャンブル依存症の治療が難しいこと、ギャンブル依存症が治療に結びつきにくいこと、現時点でもギャンブル依存症に対応できる医療機関が少ないこと、これから精神医療の逼迫が見込まれること、自助グループは基本的には手弁当で細々と運営されているものであり抱えきれないこと、多種多様の幅広い社会資源の投入を必要とされ人口減少社会においては無駄に社会資源を必要とすることを避けるべきであることなどを鑑みてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援 サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他			<反映区分> A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)
---	--	--	--

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
206	ウ	第3章取組みの方向性の1計画の基本理念（p.32）でギャンブルを作らず、これから無くしていく事の明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
207	ウ	第3章2計画の基本方針（p.33）で「事業者と連携して、ギャンブル等の不適切な誘因防止の取組を進めるなど」とあるが、誘因防止の第一義は、ギャンブルを作らないことであり、県の姿勢として明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
208	ウ	第3章4全体目標の一つに、ギャンブルをなくす、ギャンブルを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
209	エ	第4章施策展開5施策体系の1発症の防止にて、ギャンブルをなくす、カジノを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
210	ウ	第1回会議でかわさきギャンブラーズアディクションポートの近藤氏が自身の体験から、パチンコ屋に吸い込まれる人間であることには変わりがない、パチンコ屋を3秒以上見たら多分今でも吸い込まれる、と言及しており、依存症を持つ者として大変気持ちがよくわかり、これ以上ギャンブルを作らないことが必要だと強く感じる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
211	ウ	県の立場としてギャンブルを作らず、これから徐々になくしていく立場を県として取ってほしい。ギャンブル依存症の治療が難しいこと、ギャンブル依存症が治療に結びつきにくいこと、現時点でもギャンブル依存症に対応できる医療機関が少ないこと、これから精神医療の逼迫が見込まれること、自助グループは基本的には手弁当で細々と運営されているものであり抱えきれないこと、多種多様の幅広い社会資源の投入を必要とされ人口減少社会においては無駄に社会資源を必要とすることを避けるべきであることなどを鑑みてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
212	ウ	第3章取組みの方向性の1計画の基本理念（p.32）でギャンブルを作らず、これから無くしていく事の明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
213	ウ	第3章2計画の基本方針（p.33）で「事業者と連携して、ギャンブル等の不適切な誘因防止の取組を進めるなど」とあるが、誘因防止の第一義は、ギャンブルを作らないことであり、県の姿勢として明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
214	ウ	第3章4全体目標の一つに、ギャンブルをなくす、ギャンブルを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
215	エ	第4章施策展開5施策体系の1発症の防止にて、ギャンブルをなくす、カジノを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり			カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援			サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他		
<反映区分> A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)								

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
216	ウ	第1回会議で神奈川県精神神経科診療所協会の齋藤医師が9000筆のカジノを作らないことが大事であるとカジノ反対署名を集めてリコールを求めている。治療が難しく、精神科医でも治療方法が分からず、診療を開始・継続することが難しい、と言及している。新たにギャンブルを、カジノを作らないでほしい。 ○神奈川新聞2019年12月25日「8割弱『依存症増える』県内精神科医アンケート」ギャンブル依存症患者を診療する立場にある県内の精神科医を対象にアンケートしたところ、回答者の8割近くが依存症患者が増える予想していることが分かった。依存症の治療を「難しい」と捉えている医師も9割近くに上った。アンケートを行った県精神神経科診療所協会は「医学面から、IR誘致に反対する」とし、誘致中止を求める約8700筆の署名を今後、市に提出する。協会は10、11月、会員約200人にアンケート用紙を送付。88人が回答した。誘致に伴って依存症が増えると回答したのは77%。同じく77%が「依存症患者支援のためには、新たなギャンブル施設を造らない方がいい」と答えた。85%が依存症の治療は「難しい」と指摘。協会によると、うつなど他の病気を併発していれば医療機関につながるが、依存症のみだと本人に自覚がないため、診療を開始・継続することが難しいという。アンケートもその現状を裏付けるように、48人が「治療方法が分からない」、38人が「治療の開始や継続ができていない」と回答。現在、依存症のみの患者を診療している医師も36%にとどまった。回答した精神科医からは「(依存症は)重大な社会問題と思うが、医学・医療では抱えきれない」と指摘する意見も寄せられたという。協会は「依存症の最大の予防は、ギャンブルの機会を増やさないこと」と強調。9月から11月にかけて医療従事者、患者、家族らから集めた誘致中止を求める署名を市に提出するとした。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
217	ウ	県の立場としてギャンブルを作らず、これから徐々になくしていく立場を県として取ってほしい。ギャンブル依存症の治療が難しいこと、ギャンブル依存症が治療に結びつきにくいこと、現時点でもギャンブル依存症に対応できる医療機関が少ないこと、これから精神医療の逼迫が見込まれること、自助グループは基本的には手弁当で細々と運営されているものであり抱えきれないこと、多種多様の幅広い社会資源の投入を必要とされ人口減少社会においては無駄に社会資源を必要とすることを避けるべきであることなどを鑑みてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
218	ウ	第3章取組みの方向性の1計画の基本理念（p.32）でギャンブルを作らず、これから無くしていく事の明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
219	ウ	第3章2計画の基本方針（p.33）で「事業者と連携して、ギャンブル等の不適切な誘因防止の取組を進めるなど」とあるが、誘因防止の第一義は、ギャンブルを作らないことであり、県の姿勢として明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
220	ウ	第3章4全体目標の一つに、ギャンブルをなくす、ギャンブルを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
221	エ	第4章施策展開5施策体系の1発症の防止にて、ギャンブルをなくす、カジノを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
222	ウ	精神科に十年以上通っている者として、精神医療は発達障害や認知症の増加により現在既に混みあっており、超高齢化による認知症の増加、スマホ依存の増加、ゲーム依存の増加に対応しきれないかという中で、横浜市がカジノを作ってギャンブル依存症患者を増やして、これ以上、精神医療を破綻させるのはやめてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり			カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援			サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他		
<反映区分> A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)								

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
223	ウ	県の立場としてギャンブルを作らず、これから徐々になくしていく立場を県として取ってほしい。ギャンブル依存症の治療が難しいこと、ギャンブル依存症が治療に結びつきにくいこと、現時点でもギャンブル依存症に対応できる医療機関が少ないこと、これから精神医療の逼迫が見込まれること、自助グループは基本的には手弁当で細々と運営されているものであり抱えきれないこと、多種多様の幅広い社会資源の投入を必要とされ人口減少社会においては無駄に社会資源を必要とすることを避けるべきであることなどを鑑みてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
224	ウ	第3章取組みの方向性の1計画の基本理念（p.32）でギャンブルを作らず、これから無くしていく事の明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
225	ウ	第3章2計画の基本方針（p.33）で「事業者と連携して、ギャンブル等の不適切な誘引防止の取組を進めるなど」とあるが、誘引防止の第一義は、ギャンブルを作らないことであり、県の姿勢として明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
226	ウ	第3章4全体目標の一つに、ギャンブルをなくす、ギャンブルを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
227	エ	第4章施策展開5施策体系の1発症の防止にて、ギャンブルをなくす、カジノを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
228	ウ	自助グループに十年以上通っているものとして、自助グループやリハビリ施設は善意の手弁当のもので、体制として貧弱でか細いものなので、自助グループやリハビリ施設に頼るギャンブル依存症対策は誤りである。そもそもギャンブルをなくすこと、ギャンブルを作らないことでしか対応できないと思われる。ギャンブル依存症者ではないが自助グループに通うものとして、必要な社会資源がこれからカジノができてギャンブル依存症対応に割かれないう、これ以上ギャンブルを作らず、徐々にギャンブルを減らしてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
229	コ	県・横浜市調査による推計で、ギャンブル等依存症が疑われる人は、生涯を通じて該当する人が18歳以上の4.9%で約29万5千人、過去1年以内に該当する人が18歳以上の0.8%で約5万1千人。ギャンブル依存症対応のリハビリ施設は「かながわ依存症ポータルサイト」では県内で20機関、しかも、横浜に18機関と、少なく、地域による偏りがある。県内GAはHPによると17か所である。これらのことを考えて、とても5万人も包摂できるとは思えない。ギャンブル依存症対応の自助グループもGAは「かながわ依存症ポータルサイト」にリンクが貼られているだけで、「かながわ依存症ポータルサイト」では横浜に1機関のみ。リハビリ施設及び自助グループの意義を計画で重きを置くが、医療機関よりも少なく、地域に偏りがあり、とても医療機関よりもずっと日常的に通える存在とはなっていない。基本的に依存症者の手弁当で行っているため、体制として脆弱である。周知も大事だが、県として、リハビリ施設及び自助グループに必要な支援を、数値目標を掲げて行ってほしい。	C	ギャンブル依存症者を対象とする支援団体に対する支援については、「依存症に係る社会資源実態調査」の結果や有識者のご意見を踏まえ、検討していきます。
230	ウ	新たにギャンブルを作ることはやめ、ギャンブルを徐々に減らしてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<p>&lt;内容区分&gt;</p> <p>ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり</p> <p>カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援</p> <p>サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他</p>	<p>&lt;反映区分&gt;</p> <p>A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)</p>
--	---

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
231	ウ	県の立場としてギャンブルを作らず、これから徐々になくしていく立場を県として取ってほしい。ギャンブル依存症の治療が難しいこと、ギャンブル依存症が治療に結びつきにくいこと、現時点でもギャンブル依存症に対応できる医療機関が少ないこと、これから精神医療の逼迫が見込まれること、自助グループは基本的には手弁で細々と運営されているものであり抱えきれないこと、多種多様の幅広い社会資源の投入を必要とされ人口減少社会においては無駄に社会資源を必要とすることを避けるべきであることなどを鑑みてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
232	ウ	第3章取組みの方向性の1計画の基本理念（p.32）でギャンブルを作らず、これから無くしていく事の明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
233	ウ	→第3章2計画の基本方針（p.33）で「事業者と連携して、ギャンブル等の不適切な誘引防止の取組を進めるなど」とあるが、誘引防止の第一義は、ギャンブルを作らないことであり、県の姿勢として明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
234	ウ	第3章4全体目標の一つに、ギャンブルをなくす、ギャンブルを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
235	エ	第4章施策展開5施策体系の1発症の防止にて、ギャンブルをなくす、カジノを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
236	コ	県・横浜市調査による推計で、ギャンブル等依存症が疑われる人は、生涯を通じて該当する人が18歳以上の4.9%で約29万5千人、過去1年以内に該当する人が18歳以上の0.8%で約5万1千人。ギャンブル依存症対応のリハビリ施設は「かながわ依存症ポータルサイト」では県内で20機関、しかも、横浜に18機関と、少なく、地域による偏りがある。県内GAはHPによると17か所である。これらのことを考えて、とても5万人も包摂できるとは思えない。ギャンブル依存症対応の自助グループもGAは「かながわ依存症ポータルサイト」にリンクが貼られているだけで、「かながわ依存症ポータルサイト」では横浜に1機関のみ。リハビリ施設及び自助グループの意義を計画で重きを置くが、医療機関よりも少なく、地域に偏りがあり、とても医療機関よりもずっと日常的に通える存在とはなっていない。基本的に依存症者の手弁で行っているため、体制として脆弱である。周知も大事だが、県として、リハビリ施設及び自助グループに必要な支援を、数値目標を掲げて行ってほしい。	C	ギャンブル依存症者を対象とする支援団体に対する支援については、「依存症に係る社会資源実態調査」の結果や有識者のご意見を踏まえ、検討していきます。
237	ウ	新たにギャンブルを作ることはやめ、ギャンブルを徐々に減らしてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
238	キ	・県・横浜市調査による推計で、ギャンブル等依存症が疑われる人は、生涯を通じて該当する人が18歳以上の4.9%で約29万5千人、過去1年以内に該当する人が18歳以上の0.8%で約5万1千人。ギャンブル依存症対応の相談機関は「かながわ依存症ポータルサイト」では県内で5機関、内訳は横浜に3機関と、川崎に1機関、県内に1機関と、少なく、地域による偏りがある。相談機関は極めて少なく、脆弱であると思われる。医療機関や自助グループに通っていても、相談は折々に必要な場合があり、特に深夜に急を要する場合があるため、行政が先頭を切って整備・拡充していく必要があると考えられるので、数値目標を掲げて整備・拡充を行ってほしい。	C	参考とさせていただきます。
239	ウ	新たにギャンブルを作ることはやめ、ギャンブルを徐々に減らしてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。



■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり			カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援			サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他			<反映区分> A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)		
---	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
240	ウ	県の立場としてギャンブルを作らず、これから徐々になくしていく立場を県として取ってほしい。ギャンブル依存症の治療が難しいこと、ギャンブル依存症が治療に結びつきにくいこと、現時点でもギャンブル依存症に対応できる医療機関が少ないこと、これから精神医療の逼迫が見込まれること、自助グループは基本的には手弁当で細々と運営されているものであり抱えきれないこと、多種多様の幅広い社会資源の投入を必要とされ人口減少社会においては無駄に社会資源を必要とすることを避けるべきであることなどを鑑みてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
241	ウ	第3章取組みの方向性の1計画の基本理念（p.32）でギャンブルを作らず、これから無くしていく事の明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
242	ウ	第3章2計画の基本方針（p.33）で「事業者と連携して、ギャンブル等の不適切な誘引防止の取組を進めるなど」とあるが、誘引防止の第一義は、ギャンブルを作らないことであり、県の姿勢として明記。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
243	ウ	第3章4全体目標の一つに、ギャンブルをなくす、ギャンブルを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
244	エ	第4章施策展開5施策体系の1発症の防止にて、ギャンブルをなくす、カジノを作らないを掲げる。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
245	コ	県・横浜市調査による推計で、ギャンブル等依存症が疑われる人は、生涯を通じて該当する人が18歳以上の4.9%で約29万5千人、過去1年以内に該当する人が18歳以上の0.8%で約5万1千人。ギャンブル依存症対応の相談機関は「かながわ依存症ポータルサイト」では県内で5機関、内訳は横浜に3機関と、川崎に1機関、県央に1機関と、少なく、地域による偏りがある。相談機関は極めて少なく、脆弱であると思われる。医療機関や自助グループに通っていても、相談は折々に必要な場合があり、特に深夜に急を要する場合があるため、行政が先頭を切って整備・拡充していく必要があると考えられるので、数値目標を掲げて整備・拡充を行ってほしい。	C	ギャンブル依存症者を対象とする支援団体に対する支援については、「依存症に係る社会資源実態調査」の結果や有識者のご意見を踏まえ、検討していきます。
246	ウ	新たにギャンブルを作ることはやめ、ギャンブルを徐々に減らしてほしい。	D	本計画においては、ギャンブル等自体を否定するものではなく、ギャンブル等依存症について正しく理解していただきながら、県民自ら依存症の発症防止に取り組むことを目標としています。
247	ア	計画案が実施されれば、現在問題を抱えている当事者・家族にとって救いになる。期待します。またギャンブルだけでなく、薬物、アルコール依存症も合わせて支援をお願いします。	B	計画を進めるにあたって、アルコール、薬物依存症に関する施策との有機的な連携への配慮を行います。
248	ソ	依存症問題を抱える家族の立場から見るとまず、依存症になるモトを無くしてほしい。また依存症者かは必ず生まれるとわかっているにもかかわらず、カジノを含むIRは反対をしてほしい。依存症対策は、一番は依存症者を作らない、依存症になった人には十分な支援をだと思ふ。	E	広域自治体である県としては、基礎自治体である市の判断を尊重し、協力していく方針です。県の役割としてギャンブル等依存症対策をしっかりと取り組んでいきます。
249	キ	神奈川県は依存症回復資源は我が国で一番豊富だと言われていますが、連携して今ある資源を生かしてほしい。本文の中に切れ目のない支援と何度も書かれているが、昔から言われていることで、未だに連携が取れておらず救われるべき人が救われていないのが現状。ぜひ、それぞれの機関は次に繋いでサポートしていく体制を作ってほしい。	C	参考とさせていただきます。
250	キ	神奈川県は依存症者に対する相談・回復支援が県域と政令市で大きな差があり、当然受けられる支援が受けられない状態である。横浜市や川崎市・相模原市で実施している回復支援プログラムを県民は自由に受けられる制度にしてほしい。県域でも政令市並みの公平な支援をお願いします。	C	参考とさせていただきます。

■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

■期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

<内容区分> ア 計画策定の趣旨等 イ ギャンブル等の状況 ウ 取組の基本理念、基本方針等 エ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の普及啓発 オ こころの健康づくり			カ ギャンブル等の不適切な誘引防止 キ 相談支援体制の充実・強化 ク 治療支援体制の充実 ケ 社会復帰支援 コ 自助グループ・回復支援施設等の活動支援			サ 包括的な連携協力体制の整備 シ 人材の確保 ス 調査研究の推進等 セ 推進体制及び進行管理 ソ その他		
<反映区分> A 計画(案)に反映するもの(一部反映を含む) B 意見の趣旨が既に素案に盛り込んであるもの C 今後の取組みの参考とするもの D 反映できないもの E その他(感想や質問等、A～Dに該当しないもの)								

受付番号	内容区分	意見の概要(素案の該当ページ)	反映区分	県の考え方
251	キ	早期に治療に繋げるには家族の支援の充実が欠かせない。依存症は否認の病気である。家族を支援することで、本人が治療につながるケースが多い。家族講座や家族会に参加し依存症の正しい知識を得ることで、家族崩壊を防ぎ、普通の生活を取り戻すことができる。また、依存症の背景にある、生きづらさからの解放にもつながる。県域では顔族会などはほとんどない。県域の家族講座をもっと増やし、保健福祉センターなどで気軽に家族が相談できる場を設けてほしい。	C	参考とさせていただきます。
252	コ	依存症は医療機関だけは回復しない。民間の回復施設が重要な役割を果たしている。多くは自前・ボランティア。持続可能な運営をしていくには公的補助が求められている。厚労省は依存症対策総合支援事業通知で民間団体支援と書いてある。県は補助金事業を実施してほしい。	C	ギャンブル依存症者を対象とする支援団体に対する支援については、「依存症に係る社会資源実態調査」の結果や有識者のご意見を踏まえ、検討していきます。
253	コ	私たちは会員の会費で運営している。中小企業には持続化給付金が出たが、我々民間団体にも同様にしてほしい。社会のニーズは今までより多いが、会員の善意だけでは持続できない。救われる人が救われない状態になる。	C	ギャンブル依存症者を対象とする支援団体に対する支援については、「依存症に係る社会資源実態調査」の結果や有識者のご意見を踏まえ、検討していきます。
254	コ	オンラインミーティングを継続的に導入するために機材や運営資金の補助をお願いしたい。	C	ギャンブル依存症者を対象とする支援団体に対する支援については、「依存症に係る社会資源実態調査」の結果や有識者のご意見を踏まえ、検討していきます。
255	コ	ミーティング会場の提供をお願いしたい。コロナ禍で定員の2分の1規制のため会場が通常に倍必要で、確保が困難になっている。休日は行政の会議室は空いているのだから利用させてほしい。	E	参考とさせていただきます。
256	ソ	依存症対策推進協議会の委員に当事者代表はいるが、家族会の代表が含まれていないのは残念。家族は回復に重要な役割を持っている。家族会は様々な経験を持っている。その経験を反映してほしい。	E	参考とさせていただきます。